第36回横須賀市社会福祉審議会
高齢福祉専門分科会　資料 4-4
（令和8年 10 月8日）

第4章　施策の展開

方針1　1　健康づくり・介護予防の推進

方針2　2　生きがいづくり・社会参加支援
　　3　支え合い活動への支援

方針3　4　包括的な相談支援の充実
　　5　在宅生活の継続支援
　　6　医療・介護の連携の推進
　　7　尊厳の保持・権利擁護の推進
　　8　災害等に対する支援

方針4　9　認知症に対する理解の促進
　　10　認知症の人と家族等への支援

方針5　11　介護保険の状況
　　12　給付適正化の推進
　　13　介護人材の確保・定着支援と業務の効率化
　　14　介護保険事業の見込み

方針3　高齢者本人と家族等を支えるネットワークの充実

現状

令和7年度（2025年度）に実施した「横須賀市　高齢者の生活状況調査」によると、今後の生活について、高齢者の約8割が「自宅での生活を続けたい」と考えています。一方で、施設等への入所・入居を望む人の理由は、約7割が「家族にあまり負担をかけたくない」という回答になっています。

同年に実施した「在宅介護実態調査」によると、要介護・要支援認定者の約8割が、週1回以上、家族等（別居を含む）から何らかの介護を受けています。家族等の介護者が行っている介護の内容を見ると「掃除、洗濯、買い物等の家事」や「食事の準備」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「外出の付き添い、送迎等」の割合が高くなっています。このことから、食事介助や排泄、入浴などの身体介護については介護保険サービスの利用が進んでいる反面、それだけでは補いきれない日常生活上の諸対応を、介護者が担っている現状があると推察できます。

介護者の約9割が配偶者または子で、年齢は約6割が40代～60代、約35％が70代以上です。介護者の約37％はフルタイム、約14％はパートタイムで働いており、働いている人の約6割は、労働時間の調整や休暇の取得、在宅勤務などの調整を行いながら介護と仕事を両立しています。また、働きながら介護をしている人の約87％は、今後も働きながら介護を続けていけると回答していますが、約13％の介護者は、介護をしながらの就労継続の難しさを感じています。

課題

高齢者が安心して住み慣れた自宅での生活の継続を選択するためには、それを支える人の生活や安心も、同時に確保する必要があります。

包括的な相談支援体制を引き続き強化し、高齢者本人や家族、支援者などを必要な時に適切な窓口につなげることで「特定の個人」に負担が集中し、大きな不安や困りごとを抱えたまま孤立してしまうことを防ぐことが重要です。

さらに、生活を維持するために必要な支援について、医療・介護サービスを適切に利用するとともに、公的サービスでは補えない部分については、民間事業者、NPO、ボランティアによるサービス等の多種多様な支援、サービスを活用することも有効です。

高齢者本人や介護者が疲弊する前に誰かに相談ができ、支援をしてくれる人（機関）が複数存在すること、そして必要な時に公的サービスと多種多様な支援、サービスを組み合わせて利用し、適切な支援を受けられることが、高齢者本人の権利を守り、高齢者本人が望む生活を最期まで送るために必要不可欠です。

目指す姿

- ◆ 高齢者本人や家族等の介護者及び地域での対応が困難な問題が生じた場合、必要に応じて相談できる先がある
- ◆ 多種多様な支援、サービスが地域に存在する
- ◆ 高齢者が住み慣れた自宅での生活を継続し、その人らしい毎日を安心して送ることができる

成果指標

No.	項　　目	現状 令和７年度 （2025 年度）	中間目標 令和 10 年度 （2028 年度）	成果目標 令和 13 年度 （2031 年度）
1	何かあったときに家族や友人・知人以外に相談する相手がいる人の割合	51.0%	54.7%	56.7%
2	地域包括支援センターを知っていると答えた人の割合	61.2%	62.4%	65.4%
3	地域資源情報検索システムけあプロ・navi に掲載されている支援やサービスの数	2,560 件	2,600 件	2,650 件
4	在宅介護実態調査において「働きながら介護を続けていける」と回答した割合	86.6%	90.0%	90.0%
5	自分や家族が認知症になった場合「今まで暮らしてきた地域で生活できる」と答えた人の割合	49.9%	52.0%	55.0%
6	地域看取り率（自宅や老人ホーム等で看取られる人の割合）	33.8% （令和６年度）	34.5%	35.0%

資料……1:介護予防･日常生活圏域ニーズ調査　2･5:横須賀市　高齢者の生活状況調査
3･6:計画進捗管理資料　4:在宅介護実態調査

主な取組

- ◆ 多機関との協働による取りこぼしのない包括的な相談支援体制の推進
- ◆ 在宅生活を継続するための情報発信･環境整備
- ◆ 安心して在宅療養や在宅看取りを選択できる体制の整備
- ◆ 高齢者の尊厳を守り、安心して暮らせるための権利擁護･終活支援の推進

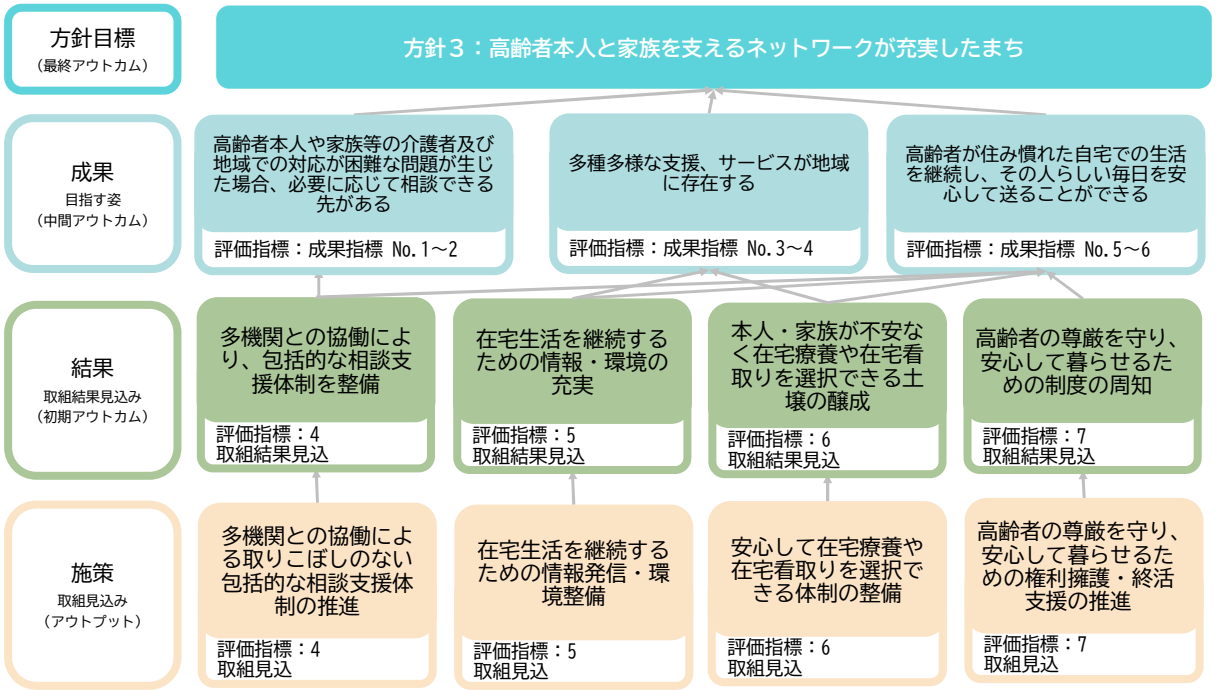

4 包括的な相談支援の充実

(1) 相談支援体制の強化

① 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」における支援

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、市民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になり、制度・分野ごとの縦割りでは十分に支援できないという課題があります。

高齢化した親が引きこもりの中高年の子どもを支える世帯で生活困窮と介護が同時に生じる『8050問題』など、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度の狭間にある様々な困りごとを抱える人の相談を一括して受け付け、地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携し、課題解決を図る必要があります。

こうした課題に対応するため、高齢者総合相談窓口を発展させた、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」を令和2年(2020年)4月に設立しました。

【関係機関、地域との連携・協力体制のイメージ図】

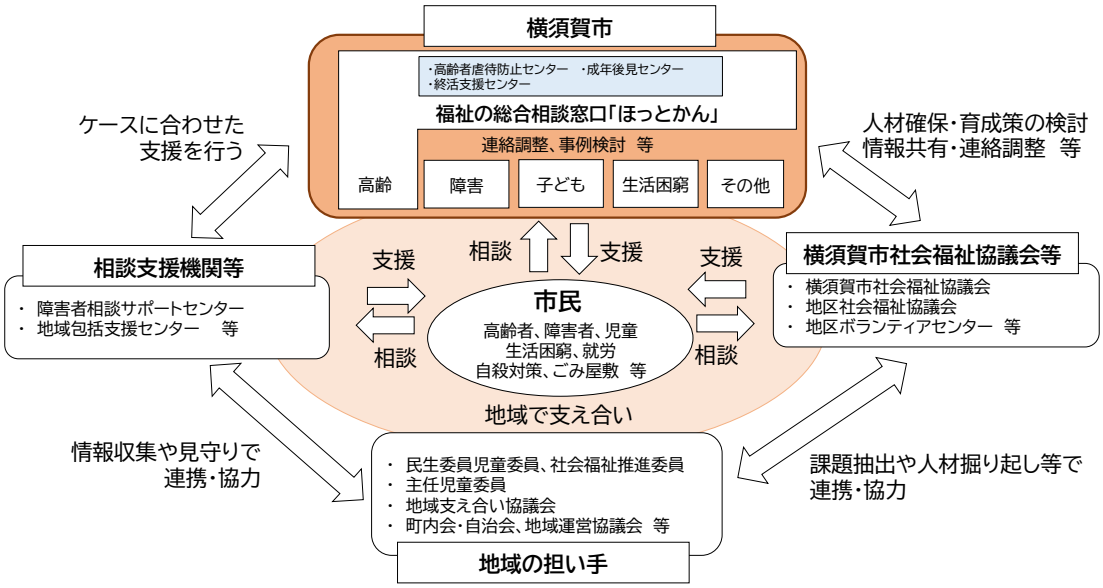

制度の狭間、複雑・複合ケースの中には、支援への拒否があったり、本人が支援の必要性を認識していなかったりする場合が多くあります。

そのようなケースの課題解決には相当の時間を要し、本人との信頼関係を築きつつ、粘り強く関わり、寄り添い続ける、伴走支援が必要になります。

「ほっとかん」は、単独の相談支援機関では解決が難しい複合化した相談事例のコーディネーターとして、市関係部局、関係機関等や地域の担い手と共に、支援の方向性を検討し、役割の分担を行い、課題の解決を図ります。

複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けられるよう市関係部局、関係機関等や地域の担い手と連携し、必要に応じて継続的な家庭訪問や医療機関への受診など同行支援をすることで本人との信頼関係やつながり形成に向けた支援を行います。また、従来の電話、来庁、訪問による相談だけでなく、SNSを活用した相談もお受けすることで、休日や夜間の相談ニーズに対応できる体制を整えます。

また、地域ケア個別会議等（詳細は●・●ページ「地域ケア会議の充実」に記載）で支援の進捗状況を把握し、関係機関等との連携の円滑化を進めます。

地域包括支援センターなどの相談支援機関を継続的にサポートし、取りこぼしのない包括的な相談支援体制を推進します。

そして、複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人への包括的な支援の実施を通じて、状況の深刻化を抑え、制度の狭間にあるケースをなくし「誰も一人にさせないまち」の実現につなげます。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
介護や生活困窮、障害、子育て、ひきこもりなど福祉の総合相談件数	11,000 件	11,000 件	11,000 件
困難事例におけるほっとかん職員の家庭等訪問件数	2,000 件	2,000 件	2,000 件

コラム　重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「狭間のニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和3年（2021年）4月に創設された制度であり「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業です。

本市では、令和7年（2025年）3月に『重層的支援体制整備事業実施計画』を策定し、同年4月から重層的支援体制整備事業を開始しました。8050問題など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない高齢者等への継続的な家庭訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者を含む多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

【各事業の概要】

包括的相談支援事業	○　属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ○　支援機関のネットワークで対応する。 ○　複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
参加支援事業	○　社会とのつながりを作るための支援を行う。 ○　利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ○　本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくり事業	○　属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ○　交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ○　地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○　支援が届いていない人に支援を届ける。 ○　会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ○　本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働事業	○　市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ○　重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ○　支援関係機関の役割分担を図る。

コラム　市と薬局の協力体制

薬剤師・薬局は、地域の健康を支える身近な存在です。

厚生労働省の「患者のための薬局ビジョン」に基づき、これからの薬局が果たすべき新たな役割と、市との連携・協力体制についてご紹介します。

1. ICT（情報通信技術）を活用した「かかりつけ薬剤師・薬局」機能の充実

「かかりつけ薬剤師・薬局」は、身近な薬の専門家であり、信頼できる薬の相談相手ですが、これからの「かかりつけ薬剤師・薬局」では、従来の服薬指導に加え、電子処方箋、オンライン資格確認、オンライン服薬指導、電子版お薬手帳等のICTの活用も重要な要素です。

これらを活用することで、複数の医療機関を受診している場合でも、薬剤師が患者の服薬情報を継続的かつ一元的に把握し、総合的に管理・アドバイスすることが可能となります。

これにより、薬の種類が多すぎて飲めない、薬が飲みづらくて残してしまうなどの問題をなくすほか、薬の飲み合わせが悪く、相互作用によって起きる健康被害を防ぎ、副作用を早期に発見し、お薬の安全性と有効性を高めることができます。また、24時間対応や在宅療養者への継続的な薬学的支援を、より確実なものにしていきます。

2. 「健康増進支援薬局」への制度変更を見据えて

健康サポート薬局とは、従来のかかりつけ薬局の役割に加えて、地域の住民が健康について気軽に相談することができる薬局のことです。令和9年（2027年）までに、現在の「健康サポート薬局」が「健康増進支援薬局」へと名称変更され、県知事による認定制に移行します。

この制度変更により、薬局は「病気になってから行く場所」から、地域住民の主体的な健康維持・増進を支える場所へと役割を広げます。

セルフメディケーションの推進やフレイル予防、更には介護者・家族の健康維持への支援など、市民の「健康寿命」を支える重要な拠点となります。

3. 地域のハブとしての薬局と多職種連携の強化

「健康増進支援薬局」は、地域における健康のハブ（拠点）として機能します。

- 適切なつなぎ役　：健康相談窓口として、必要に応じて医療機関（受診勧奨）だけでなく、地域包括支援センターや行政機関、多職種（医療・介護関係者）へ速やかにつなぐ連携体制を構築します。
- 薬局間の共同歩調：健康増進支援薬局が中心となり、地域内の他の薬局との情報共有や取組支援を行うことで、地域全体の底上げを図ります。
- 行政との連動　：市薬剤師会が既に実施している「在宅支援」や「フレイル予防」、「残薬対策」、「ひと涼み運動（熱中症予防対策）」、「特定健診」や「がん検診」などの知見を、市の施策とさらに連携を深め推進します。

地域包括ケアシステムの深化に向けて、薬局が市民の皆様にとって身近な「健康のパートナー」となるよう、今後も薬剤師会との連携を推進していきます。

コラム　民生委員児童委員と社会福祉推進委員の連携強化と地域の見守り

社会福祉推進委員（以下「推進委員」）制度は、民生委員法が施行された昭和23年（1948 年）から今日まで続く横須賀市社会福祉協議会（以下「市社協」）独自の制度です。市内各地区において地域福祉を推進することを目的として、町内会・自治会長から地区社協会長への推薦を経て、地区社協会長から市社協会長への推薦に基づいて1，406人の推進委員を委嘱しています（令和8年10月1日現在）。

任期は3年で、次の3本柱の活動を中心に各地区で大切な役割を担っています。

【社会福祉推進委員の役割】

① 民生委員活動への協力…高齢者世帯等の安否確認・見守り
② 町内会・自治会活動への参画・協力…町内会行事・活動
③ 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）の会員となりその活動に参画・協力
　…ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン、赤い羽根共同募金

市社協では、民生委員児童委員（以下「民生委員」といいます。）と推進委員との連携を強化し、とりわけ民生委員の活動をサポートする役割に重点をおきながら、ひとり暮らし高齢者などの安否確認のための訪問や声かけ、見守り活動をとおして、対象となる世帯の異変や日常生活上の困り事などの情報をいち早く民生委員へ伝える「民生委員を中心とした推進委員との見守りネットワーク」の安定した体制づくりを目指しています。

【見守りのポイント】

- ☑ ポストに新聞や郵便物がたまっていないか
- ☑ 雨戸や窓の開け閉めがなされているか
- ☑ 洗濯物が干されているか
- ☑ 夜に部屋の電気が点いているか、長時間点いたままになっていないか
- ☑ 歩き方や身だしなみ、話し方などの様子に変化はないか
- ☑ 外出する姿を見なくなった、いつも参加している集まりや行事に来なくなった

【安否確認で訪問したところ…】

- ☑ 困り事の相談を受けたため、民生委員へ伝えてその後の相談・支援へつないだ
- ☑ 体調を崩して寝込んでいたため、民生委員をとおして親族へ連絡した
- ☑ 屋内で転倒して動けなくなっていたが、民生委員へ連絡して救急搬送を手配した
- ☑ 亡くなっていた

（2）地域包括支援センターの機能強化

①　地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、市内の日常生活圏域を中心に12か所設置しており、業務委託契約を結んだ社会福祉法人等の公益法人が運営を行います。保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職を配置し、それぞれの専門知識や技能を互いに生かしながら、チームアプローチで支援を実施します。

高齢者にとって、身近な相談機関となる地域包括支援センターの存在を知ることが地域で安心して暮らし続けるための重要な一歩となります。高齢者の健康づくり・介護予防の段階から地域包括支援センターと繋がり、いざという時に相談できる場所として認識してもらうために、本市では地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業を地域包括支援センターへ委託しています。

後期高齢者数の増加や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、地域で発生する様々な高齢者の課題に対して、個別サービスのコーディネートだけでなく、地域のネットワークを構築して対応する地域包括支援センターの存在は今後ますます重要となってきます。

一方で、介護人材不足の課題は地域包括支援センターも抱えており、人員確保に苦慮している現状もあります。円滑で質の高いサービスを提供できるよう、地域包括支援センターの人員確保の支援や業務負担軽減に向けた各種業務報告様式の見直しについて地域包括支援センターと共に検討します。

さらに、市と地域包括支援センター間での情報共有を目的として年4回情報交換会を開催するほか、職員向け研修会を企画し、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
情報交換会の開催	４回	４回	４回
地域包括支援センター職員向け研修会の開催	３回	３回	３回

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
介護や成年後見制度、虐待など高齢者の総合相談件数	85,000 件	85,000 件	85,000 件

【地域包括支援センターの業務内容】

業 務	内 容
介護予防 ケアマネジメント	事業対象者及び要支援者に対して、その心身の状況に応じて必要な援助を行います。
総合相談支援	介護保険外のサービス含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。
権利擁護	高齢者に対する虐待の防止・早期発見や権利擁護のための事業を行います。
包括的・継続的 ケアマネジメント支援	支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援を行います。
地域介護予防活動支援	介護予防に資する地域活動団体の育成・支援を行います。
生活支援体制整備	高齢者のニーズと地域資源とのマッチング、地域住民をはじめとする多様な主体による生活支援の体制整備を図ります。
在宅医療・介護連携推進	在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進を行います。
認知症総合支援	認知症になっても地域で暮らし続けられる体制づくりを行います。
地域ケア会議の開催	地域の関係者及び関係機関により構成される会議で、個別事例などの検討を通じ、地域のニーズや社会資源を把握し、必要な支援体制の検討を行います。

② 運営体制の整備と事業評価の実施

委託した業務が適切に実施されるよう、市は毎年度事業実施方針を示し、条例において人員配置基準を定めています。そして、事業実施方針に沿って各地域包括支援センターは事業計画を策定します。

事業実施方針や事業計画に沿って、資源がどのように利用され、効果をもたらしているのか、また地域包括ケアシステムの推進（詳細は●・●ページに記載）に向けた事業運営がされているのかを明らかにし、事業の質を高めることを目的として、事業評価を地域包括センターごとに年1回実施しています。事業評価を通し、先進的な取組を共有することで、職員の資質の向上とセンター機能の強化を図ります。

取組見込み

項 目	令和９年度 （2027 年度）	令和 10 年度 （2028 年度）	令和 11 年度 （2029 年度）
事業評価の実施	１回	１回	１回

【地域包括支援センターの管轄区域】

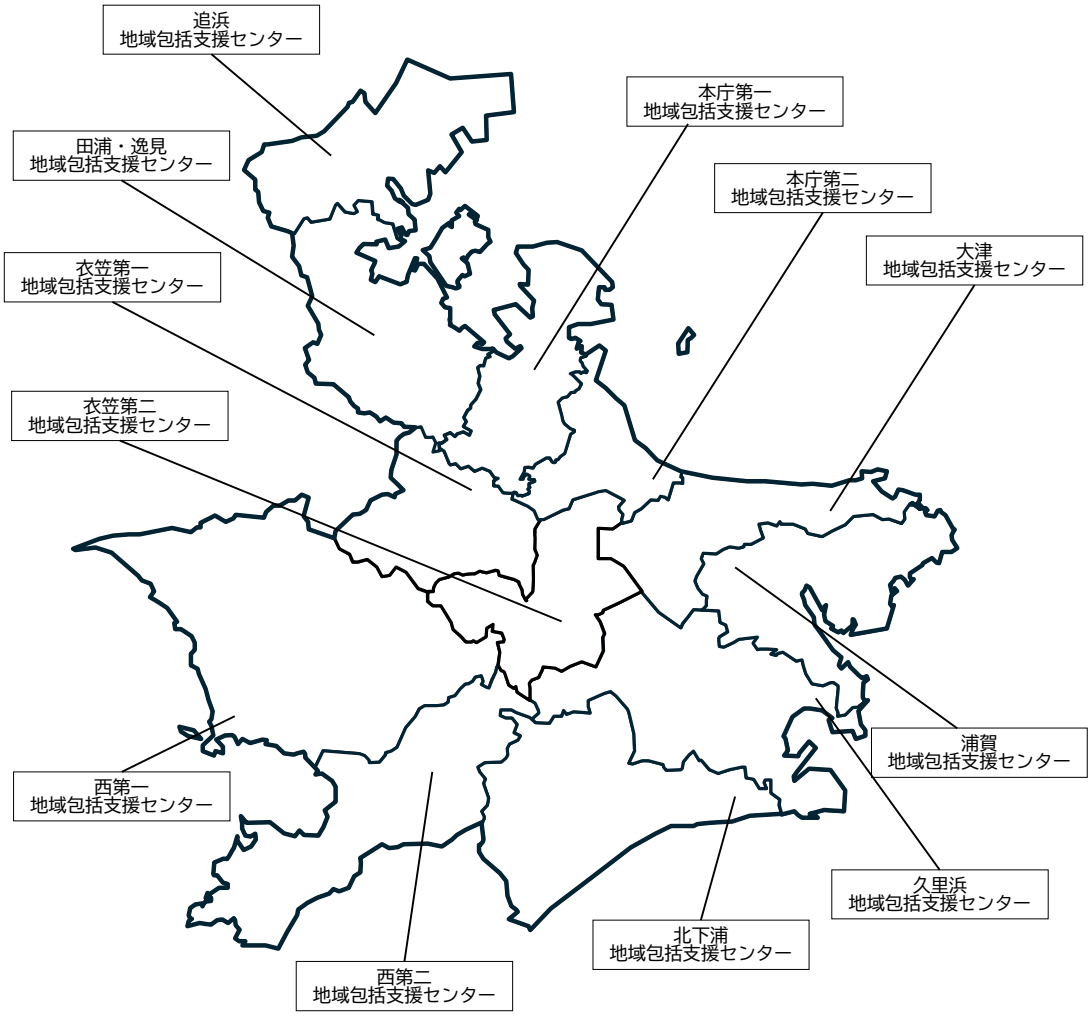

（3）地域ケア会議の充実

①　地域ケア会議とは

地域包括ケアシステム推進のため、高齢者個人に対する支援の充実及び高齢者を支援する医療・福祉関係者等のネットワークを構築することを目的として、地域ケア会議を開催します。地域ケア会議は「個別課題解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策形成」の機能を有するものと定義されています。

地域ケア会議には、市が主催する「地域ケア会議」、地域包括支援センターが主催する「包括的ケア会議」、市・地域包括支援センターそれぞれが主催する「地域ケア個別会議」があります。本市が主催する「地域ケア会議」は、地域包括ケアシステムの推進に向け、複雑化・複合化した地域課題への対応を行うために、令和7年度（2025年度）から『重層的支援体制整備事業実施計画』に位置付ける重層的支援会議のうちの1つの機能として位置付けました。

地域ケア会議の持つ5つの機能については、地域ケア会議以外の各施策における会議体で同様の機能をもつ場合があります。地域ケア会議だけで全てを解決するのではなく、他の会議体と相互に連携しながら5つの機能の実現を目指し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

【地域ケア会議の内容】

会議名	内 容
地域ケア会議 （重層的支援会議の中に位置付け）	複雑化・複合化した課題を抱える人を支援するために、高齢、障害、子どもなどの分野を超えた関係機関との連携強化や、地域生活課題の解決のため社会資源の開発等に向けた取組の検討を行います。
包括的ケア会議	地域包括支援センターにおいて、地域ケア個別会議やケースワーク等を通じて抽出された、地域の助け合いでの解決が困難な事例について、民生委員や地域のボランティア団体、介護サービス事業所、医療関係者等と共有し、必要な社会資源や政策等を検討する場です。各地域包括支援センターが年1回程度開催し、地域における総合的・重層的なネットワークの強化を図ります。
3つの地域ケア個別会議	地域ケア個別会議には、以下の3つの会議体があり地域ケア個別会議を通じて、地域課題の抽出や社会資源の発見、支援者の資質向上、ネットワークの構築・推進につなげます。 ○ 地域包括支援センターが開催する権利擁護支援が必要な困難事例等の検討会議 ○ 市が開催する事業対象者及び要支援者のうち、通所型短期集中予防サービス利用者を対象とした自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議 ○ 市が開催する要介護者の自立支援や重度化防止を目的とする届出のあったケアプラン検討会議

取組見込み

項　　目	令和９年度 （2027 年度）	令和 10 年度 （2028 年度）	令和 11 年度 （2029 年度）
権利擁護支援が必要な困難事例等の検討会議	60 回	60 回	60 回
届出のあったケアプラン検討会議	８回	８回	８回

※事業対象者及び要支援者を対象者とした自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議の取組見込みは●ページに記載

【地域ケア会議を含む地域課題の解決に向けた検討のイメージ図】

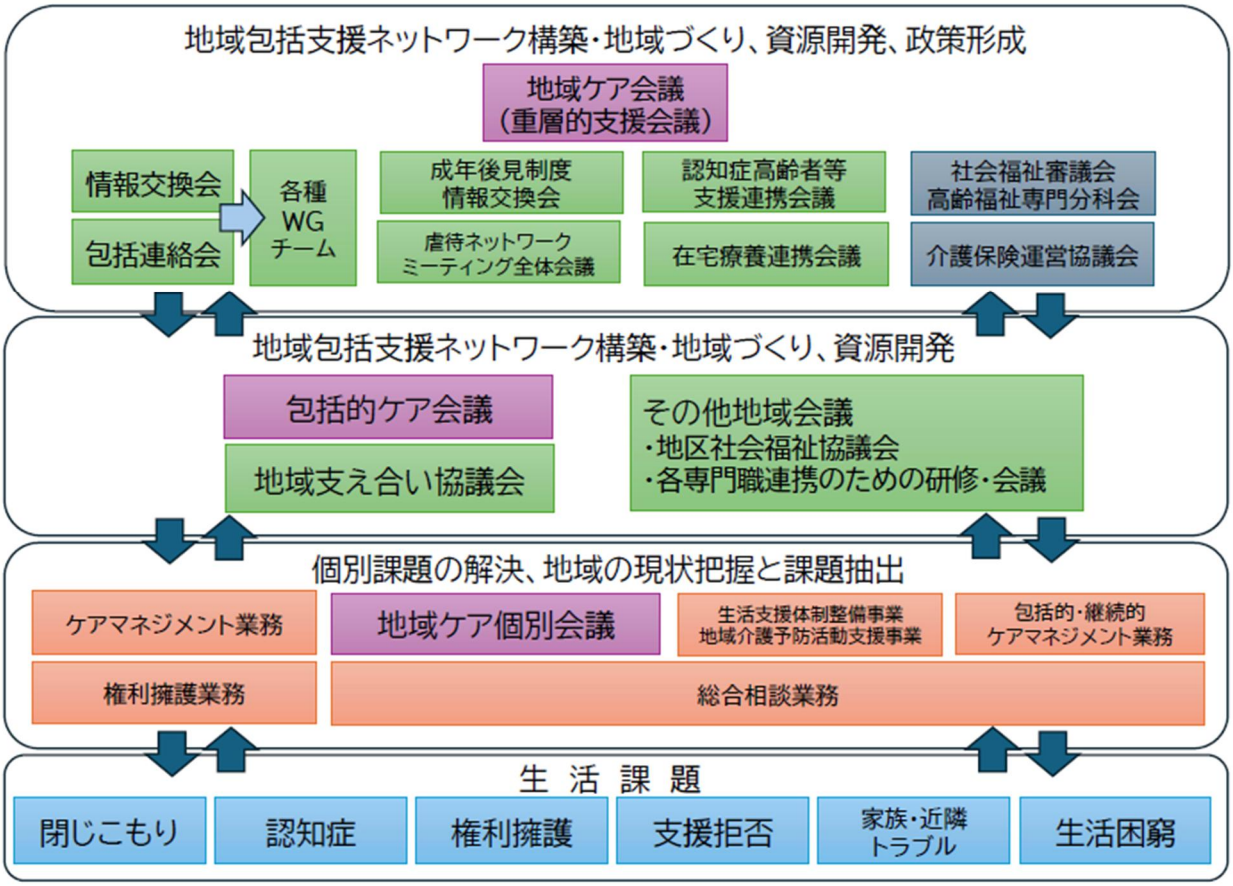

5　在宅生活の継続支援

（1）情報発信

①　地域資源情報の収集と周知

高齢者の暮らしを支援するために、地域住民、NPO団体、協同組合、ボランティア団体、民間企業など多様な主体による様々な支援、サービスが提供されています。

例えば、住民主体によるごみ出し・電球の交換等の生活支援や、民間事業者による買い物・宅配サービス、介護保険外の訪問介護や訪問看護のサービス等であり、これらのサービス情報を総称して地域資源情報といいます。

令和7年（2025年）から開始した重層的支援体制整備事業を効果的かつ効率的に実施するため、高齢、障害、生活困窮、子ども・子育て、医療、地域活動等に関係するフォーマルやインフォーマルの多種多様な地域資源情報を一元管理するシステムを令和8年（2026年）1月から運用開始しました。地域資源情報のほか介護サービス事業所をはじめとする各福祉サービス事業者情報などを同一のページに集約することで、市民に分かりやすく周知します。併せて、相談支援を行う支援者側の情報収集にかかる手間や負担の軽減を図ります。

また、市地域福祉課、地域包括支援センターなどの窓口において、相談者の相談内容に応じて地域資源情報を紹介します。併せて、インターネットを利用できない人に対して、地域資源情報一覧を窓口などで配布します。

【WEBサイト「横須賀市地域資源情報検索システム」トップページ画面】

リンクはこちら↓

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
地域資源情報検索システム閲覧数	100,000PV	110,000PV	120,000PV

②　高齢者福祉施策と介護保険制度の周知

自宅での生活を続けるために支援を必要としている人に対し、本市の高齢者福祉一般施策について説明したパンフレット（知ってて安心、高齢者福祉制度）や介護保険制度について解説したパンフレット等を作成し、市役所の各窓口や行政センター、地域包括支援センターなどで配布します。

また、本市在住の人が65歳になったときや、65歳以上の人が市外から転入してきたときには、介護保険の被保険者証と一緒に制度を説明したミニガイドを自宅に送付し、高齢者に、介護保険制度について理解していただけるよう努めています。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
高齢者福祉一般施策説明パンフレット（知ってて安心、高齢者福祉制度）発行数	1,000 部	1,000 部	1,000 部
介護保険制度説明パンフレット発行数	16,000 部	16,000 部	16,000 部
介護保険総合案内・介護サービス事業所リスト（ハートページ）発行数	9,900 部	9,900 部	9,900 部
介護保険制度啓発用パンフレット（ミニガイド）発行数	6,000 部	6,000 部	6,000 部

③　まちづくり出前トークの実施

市民の皆さまの希望する場所や時間に職員が伺い、希望したテーマについての説明や意見交換を行う制度として「まちづくり出前トーク」を実施しています。

お申込みいただいたテーマについて、まず職員から説明し、その後質疑応答や意見交換を行い、テーマについて一緒に考え、理解を深めます。

お申込みいただけるのは、原則として市内在住か在勤、在学の人を中心としたおおむね10人以上のグループで、市内であれば個人宅にも伺います。

メニューは毎年変わりますが、メニューにないテーマや、テーマを合体してのトークもご相談を受け付けています。

令和８年度のメニュー例（一部）

- ○　民生委員について
- ○　みんなでつくろう「つながりあう地域」（市内の支え合い取組事例や補助金等）
- ○　認知症施策について
- ○　成年後見制度について（制度の概要等）
- ○　福祉の総合相談窓口について
- ○　すべての市民のために…【横須賀市の終活支援】
- ○　在宅療養・在宅看取りについて（人生の最終段階の医療、かかりつけ医、意思表明（リビングウィル）等）
- ○　高齢者のための福祉施策について（本市における施策等）
- ○　介護保険制度について（制度の概要等）

コラム　デジタル機器を使った情報発信のための支援

令和7年度（2025年度）に実施した高齢者の生活状況調査では「過去1年以内にインターネットを利用した」と回答した割合は、前期高齢者で8割以上、後期高齢者で約4割となっており、年代による差がみられます。

一方で、インターネットを利用している人の目的は、電子メール・SNSの利用といった家族・知人との連絡といったコミュニケーションに加え、検索サービスやニュースサイト・アプリの閲覧など、暮らしに必要な情報を集める手段としての利用が多くなっています。インターネットは、高齢者にとっても日常生活の中で情報を得るための身近な手段として、着実に定着しつつある状況がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、デジタル機器を活用した暮らしに関する情報発信を進め、市民が自身のニーズに応じて必要な情報を選び、活用できる環境づくりを進めます。

併せて、デジタル機器の利用方法に関する支援の取組も継続していきます。

□ パソコン教室

生涯学習センターでは、パソコンの初心者向けに、パソコンの学び直しの教室を実施します。

□ デジタル機器を活用した健康づくり

自身のスマートフォンを使用し健康増進や介護予防に取り組むWEB介護予防教室や「まちなか元気プログラム」など、高齢者に対してデジタル機器を活用するきっかけづくりを行っていきます。（詳細は●ページ「多様な手法を用いた介護予防の推進」に記載）

□ 横須賀市LINE公式アカウント

健康・医療・福祉や防災・防犯などの情報を配信しています。複数のカテゴリの中から希望する情報を選択することで、自分が欲しい情報を受信することができます。

また、トーク画面でメニューを選択すると、ごみの分別方法等の検索や、関連するホームページにリンクして必要な情報を調べることができます。

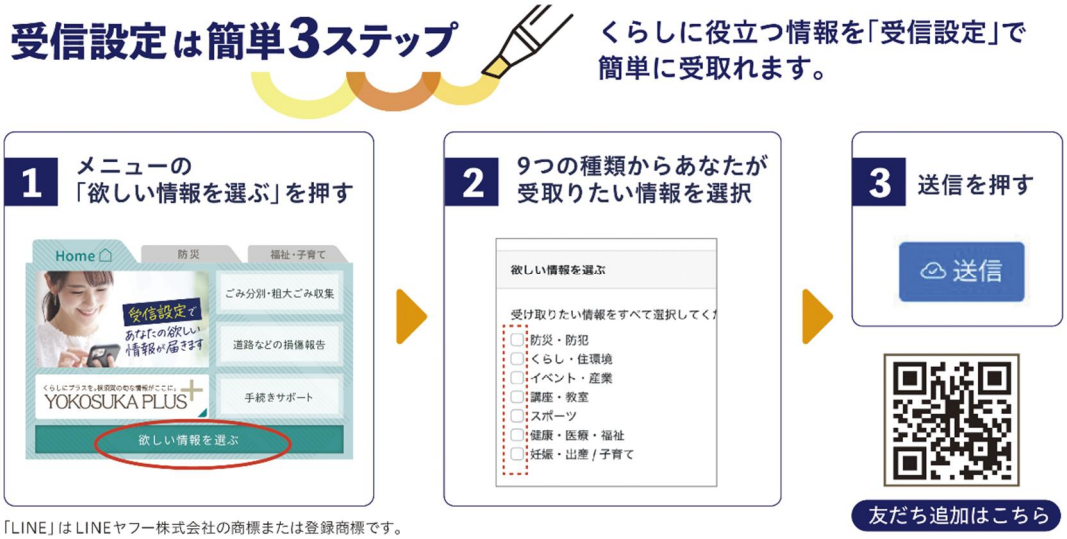

「LINE」はLINEヤフー株式会社の商標または登録商標です。

（2）住環境の整備

①　緊急通報システムの設置

ひとり暮らし高齢者または病弱等の世帯員がいる高齢者のみの世帯に対して、固定電話等に接続する緊急通報装置を設置します。急病や怪我など緊急時に通報ボタンを押すこと等で、迅速で適切な対応を図ることにより、高齢者が日常生活における不安を解消し、安心して暮らすことができるよう支援します。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
緊急通報システム設置数	2,700 台	2,610 台	2,570 台

②　住宅改修費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、自宅内の転倒を防ぐための手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修をした時の改修費を支給し、安心して在宅生活を続けられるよう支援します。

（取組見込みは、●・●ページに記載）

【住宅改修費の支給対象工事】

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材変更
4. ドアの開閉を簡単にするため引き戸などへの取り換え
5. 和式便器から洋式便器への取り換え
6. 1～5に伴い必要となる住宅改修

③　福祉用具の貸与及び購入費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、福祉用具の貸与及び購入費を支給し、日常生活動作の自立を支援します。

（取組見込みは、●・●ページに記載）

【福祉用具貸与一覧】

1. 手すり
2. スロープ（注）
3. 歩行器（注）
4. 歩行補助つえ（注）
5. 車いす
6. 車いす付属品
7. 特殊寝台
8. 特殊寝台付属品
9. 床ずれ防止用具
10. 体位変換器
11. 認知症老人徘徊感知機器
12. 移動用リフト（つり具部分除く）
13. 自動排せつ処理装置

（注）ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能な用具です。
※借りられる福祉用具は介護度により異なります。

【福祉用具販売対象品目】

1. 腰掛便座	2. 自動排せつ処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具	4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分	6. 排せつ予測支援機器
7. スロープ(注)	8. 歩行器(注)
9. 歩行補助つえ(注)	

(注)ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能な用具です。

(参考)移動確保のための支援

令和7年度(2025年度)に実施した在宅介護実態調査から、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、最も多く回答があったのが移送サービス、次いで外出同行となっており、高齢者の移動に対する不安や関心の高さが分かります。

移動に困難を抱える高齢者への支援をまとめて紹介します。

□ 通院等乗降介助 (訪問介護・・・●ページに記載)

通院や日常品の買物などが目的で介護タクシーや福祉有償運送を利用して外出する場合、外出の準備、車両までの移動、乗り降りの介助、目的地までの移動の介助が受けられます。運賃等の支援はありません。

□ 身体介護における外出支援 (訪問介護・・・●ページに記載)

通院や日常品の買物などが目的で徒歩、バス、一般のタクシーなど、上記以外の方法で外出する場合、外出の準備、交通機関への移動や乗り降りの介助、目的地までの移動の介助が受けられます。運賃等の支援はありません。

□ 半双サービス (市町村特別給付…●ページに記載)

外出困難な谷戸などの高台に自宅があり通院などが困難な要介護1～5、要支援 1・2の人は、自宅から移動車両まで搬送するサービスが受けられます。なお、令和6年度(2024年度)から新たに搬送サービス事業者として指定を受けることができる事業所を、これまでの訪問介護事業所のほか、送迎サービスを伴う通所介護事業所等に拡大することで、ニーズに応えることができるようにしました。

また、外出が困難ではないが、一人で買い物や通院をすることに不安を感じている人がいます。地域では、住民主体による有償の生活支援サービス(詳細は●・●ページ「住民主体による生活支援活動への支援」に記載)やボランティア(詳細は●ページ「福祉ボランティアとの連携・協力」に記載)などの付き添い支援が行われています。

高齢者の中には、元気であっても外出の機会が減り家に閉じこもりがちになる人もいます。外出のきっかけづくりを支援するために、京浜急行バスの一般路線が定額で乗り放題となる「はつらつシニアパス」を発行しています(詳細は●ページ「はつらつシニアパスの発行」に記載)。

コラム　安心な住まい確保のための支援

高齢者を含む全ての市民が安心して暮らせるまちづくりのための、耐震工事や住まい探しの取組を紹介します。

□ 耐震診断補強工事等の助成

自己所有・自己居住で、平成12年5月末日以前に建築確認を得て着工した軸組木造建築に対し、耐震診断費用の一部を助成します。さらに、その診断の結果、倒壊の危険があると診断された場合には、耐震補強工事やそれに伴う図面作成、工事監理にかかる費用の一部を助成します。耐震補強工事が困難な場合は、耐震シェルターまたは防災ベッドの設置費用の一部を助成します。

□ 住まい探しの支援

■ 高齢者・障がい者・子育て世帯などの住まい探し相談会の開催

民間賃貸住宅を探したいが「住まい探しの手順や市内の民間賃貸住宅の事情が分からない」、「高齢を理由に入居を断られないか不安」など、不安や疑問を抱えている高齢者等が気軽に相談できるよう、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会に委託し「住まい探し相談会」を月1回開催します。

相談会では「住まい探しサポーター（ボランティア）」が同席し、地域情報や生活アドバイスを行うほか、相談会後に必要に応じて不動産店舗に付き添い、住まい探しをサポートします。

■ 不動産事業者等への協力依頼

市公式ホームページにて、高齢者や障害者、子育て世帯などの住まい探しに協力する不動産店一覧を公表し、身近な場所で相談できる不動産店舗を広く周知していきます。

■ 民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅制度

住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、被災者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する人）の入居を拒まない民間賃貸住宅を都道府県等に登録する本制度を活用し、高齢者等の民間賃貸住宅への住み替えを支援していきます。

■ 市営住宅における支援

単身高齢者の増加に伴い、連帯保証人を確保することがより困難となることが懸念されます。そのため、令和2年（2020年）4月から市営住宅に入居する際に必要とした連帯保証人を廃止しました。また、市営住宅に申込みの際は、60歳以上の高齢者がいる世帯について、優遇制度を適用し、高齢者の入居を支援します。

入居中の高齢者への支援として、緊急時に緊急連絡先の情報を共有するなど関係部局と連携し、高齢者が地域から孤立しない取組を進めます。

さらに、階段の昇降が困難な高層階に居住する高齢者に対して、階段の昇降負担を減らすため、低層階への転居を支援します。

（3）ひとり暮らし高齢者への支援

① ひとり暮らし高齢者実態調査

単身で生活する高齢者の実情を把握し、社会からの孤立を防ぐとともに、見守りから支援につなげるため、民生委員児童委員の協力により「ひとり暮らし高齢者実態調査」を実施します。調査票を提出した人を「ひとり暮らし高齢者」として登録し、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などの情報を把握することで、市の支援が入りやすくなります。なお、この「ひとり暮らし高齢者」の登録者数は、住民基本台帳におけるひとり暮らし世帯数とは一致せず、居住実態に基づき登録しています。

また、ひとり暮らし高齢者を取り巻く環境も多様化してきているため、現代の高齢者の暮らしに合った支援となるよう、必要に応じて事業のあり方を検討していきます。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
ひとり暮らし高齢者登録者数	9,160 人	9,000 人	8,850 人

② ふれあいサポート券の発行（ひとり暮らし高齢者入浴料等助成事業の実施）

６５歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、市内の公衆浴場や市の施設（長井海の手公園（ソレイユの丘）の入浴施設、すこやかん、まなびかん、市営温水プール・トレーニング室）で利用できるふれあいサポート券を交付します。公衆浴場等に出かけることにより、地域の交流や本人の社会参加の促進、孤独感の解消につながるよう支援していきます。

（取組見込み等は、●ページに記載）

③ 緊急通報システムの設置

ひとり暮らし高齢者または病弱等の世帯員がいる高齢者のみの世帯に対して、固定電話等に接続する緊急通報装置を設置します。急病や怪我など緊急時に通報ボタンを押すこと等で、迅速で適切な対応を図ることにより、高齢者が日常生活における不安を解消し、安心して暮らすことができるよう支援します。

（取組結果見込みは、●ページに記載）

④ 高齢者等ごみ出し支援収集の実施

自らごみ集積所にごみを出すことが難しく、親族やボランティア、ホームヘルパー等によるごみ出し支援が困難な、要介護2以上で住民税非課税世帯の高齢者に対して、市がごみの戸別収集を実施します。特定の条件を満たしていなくても、心身の状況や住宅環境など様々な事情から、特に必要と認められる人については、適宜、支援していきます。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
高齢者等ごみ出し支援収集者数	50 人	50 人	50 人

（4）介護者への支援（ケアラー支援）

①　福祉の総合相談窓口「ほっとかん」における支援

育児と介護を同時に行うダブルケアや8050問題などの複合的な課題や、制度の狭間にある様々な不安や困りごとを抱える人の相談を一括して受け付けます。

市関係部局や地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携して支援を行い、課題の解決を図ります。

（取組結果見込みは、●ページに記載）

②　高齢者・介護者のためのこころの相談の実施

介護者の不安な気持ちや悩み事などを傾聴し、ストレスの軽減を図るため、心理相談員（臨床心理士）による「高齢者・介護者のためのこころの相談」を実施します。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
高齢者・介護者のためのこころの相談の開催	24 回	24 回	24 回

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
高齢者・介護者のためのこころの相談の延参加者数	延 32 人	延 32 人	延 32 人

③　認知症高齢者介護者の集いの開催

介護者同士の情報交換や、介護の苦労・悩みを共有する場を提供し、介護負担を軽減できるよう支援します。また、集いに参加できない介護者にも会報を発行し、介護者の孤立を防止します。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
認知症高齢者介護者の集いの開催	８回	８回	８回
会報の発行	２回	２回	２回

コラム　介護者への支援（ケアラー支援）

本計画では、「いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を基本目標とし、高齢者が介護保険サービスに加え、さまざまな社会資源を活用しながら、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めています。

高齢者にとって身近な存在である、介護者をはじめとするケアラー（以下「ケアラー」といいます。）は、日常生活の中で引き続き最も重要な支え手となっていることが、令和7年度（2025年度）に実施した在宅介護実態調査から分かっています。在宅で生活する人の約8割が週1回以上、家族や親族から支援を受けていると回答しており、そのうち約6割がほぼ毎日支援を受けていると回答しています。

ケアラーの中には、先の見えない介護に不安や疲れを抱え、心身の負担が大きくなる人もいます。介護に専念するあまり、仕事や趣味をあきらめ、社会とのつながりが薄れてしまうこともあります。だからこそ、高齢者本人の支援だけでなく、支えるケアラーにも目を向け支援していくことが重要です。

ケアラー支援については、高齢者本人だけでなくケアラーの方も相談支援の対象であることをお伝えし、ケアラーご自身の相談もお受けすることからはじまります。行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等でチームを組んで、それぞれのお悩みに寄り添い支援を行うことも有効です。

そして、介護保険サービスをはじめとする公的サービスや、民間事業者による多様なサービスの選択肢があることをご説明し、ケアラーのご意向を伺いながら、必要に応じて心身を休めるレスパイト支援を行います。こうしたレスパイト支援は、ケアラーに体力的・精神的な余裕が生み、ケアラー自身が望む生活や人生を送ることができます。

さらに、ケアラーにとって、自ら認知症や介護に関する知識を身に付けることや、悩みを共有できる仲間を持つことも重要です。

認知症サポーター養成講座（●ページ）を受講した人からは、「本人との接し方が変わった」、「向き合う気持ちが楽になった」といった声が多く寄せられています。認知症や介護に関する正しい知識を身に付ける場を提供することも、支援の一つです。

また、同じ悩みを持つケアラー同士が気持ちを分かち合い、工夫を学び合える場も、ケアラーにとって心強い支えとなります。市内で開催されている認知症カフェ（●ページ）では、「ここに来るとほっとする」、「先輩の話が参考になる」といった声が多く聞かれています。中には、「同じ仲間と出会えたことで、レスパイト支援を受け入れられるようになった」というお声もありました。

さらに、ご近所とのつながりの中で、「介護のことを打ち明けた際に、温かく声をかけてもらってうれしかった」、「行方不明になりそうな時に近所の人が見つけてくれた」といった周囲の理解も大きな助けとなっています。誰もがケアラー当事者になり得るという、お互い様の意識を育む啓発についても必要な支援です。

ケアラー自身の相談支援体制の構築、レスパイト支援を図る上での公的サービスの整備に加え、認知症や介護について学ぶ機会や同じケアラー自身をつなぎ悩みを共有できる場づくりに、行政、医療・介護の専門職、地域住民がともに関わることで、地域全体でケアラーを支えるまちづくりを進めていきます。

④　シニアリフレッシュ事業の実施

高齢者の健康及び介護者の体調を維持して在宅生活の継続を図るため、マッサージ等の施術の一部を助成します。

対象者は、75歳以上の人及び高齢者のみの世帯で、同居の要介護者（要介護3～5）を介護している65歳以上75歳未満の人です。

マッサージ等の施術を受けることで、心身の健康の維持や身体機能の回復・低下の防止につながり、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援していきます。

また、介護者の心身のリフレッシュを図り、介護疲れを解消しながら介護を続けることができるよう支援します。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度 （2027 年度）	令和 10 年度 （2028 年度）	令和 11 年度 （2029 年度）
75 歳以上の申請率	2.2%	2.2%	2.2%
65 歳以上 75 歳未満の介護者の 利用申請者数	７人	７人	７人

⑤　紙おむつ支給事業の実施

65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、紙おむつを支給します。

該当する要介護者を常時介護している家族等の負担を軽減することで、介護者が抱えている日中夜間の排せつに関する不安解消の一助となるよう支援します。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度 （2027 年度）	令和 10 年度 （2028 年度）	令和 11 年度 （2029 年度）
紙おむつ支給事業利用実人数	1,010 人	1,010 人	1,010 人

⑥　寝具丸洗いサービス事業の実施

65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、寝具丸洗いサービス利用券を交付します。

該当する要介護者が、清潔で快適な生活を送ることにより、生活環境を良くし、また、要介護者に対する家族等の衛生管理の負担を軽減することで、共により良い生活を送ることができるよう支援します。

なお、重点化するため、支給対象要件を見直します。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度 （2027 年度）	令和 10 年度 （2028 年度）	令和 11 年度 （2029 年度）
寝具丸洗いサービス利用実人数	510 人	350 人	350 人

⑦ 出張理容等サービス事業の実施

６５歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、出張理容等サービス利用券を交付します。

理美容店に行くことが困難な要介護者に対して、理容師または美容師が自宅等に出張して散髪を行うことで、家族等の介護負担を軽減するとともに、要介護者本人の日常生活における清潔感を保ち生活の質が向上するよう支援します。

なお、重点化するため、支給対象要件を見直します。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
出張理容等サービス利用実人数	1,270 人	770 人	770 人

⑧ 家族介護慰労金の支給

介護保険制度のサービスを利用することなく、在宅の寝たきり高齢者を介護している家族に対して、日ごろの労苦をねぎらい、介護の一助となるよう支援します。

（5）介護保険制度の利用とサービス種類

① 介護保険制度の利用

介護保険は、加齢等に伴い介護や支援が必要になった人が尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念とした社会保険制度です。

市の窓口等で要介護認定の申請をして認定調査、審査等を行うと、要支援1・2、要介護1～5または非該当に区分されます。要支援1・2の人は介護予防サービス等、要介護1～5の人は介護サービスが利用できます。

認定には有効期間があり、有効期間満了後も引き続き介護保険サービスを利用する場合は、有効期間満了前に更新手続が必要です。なお認定を受けた時点から大きく状況が変化した場合、有効期間満了前に区分変更申請を行うことができます。

また、要介護認定の申請を受けなくても、市の窓口や地域包括支援センターで基本チェックリストを受け、生活機能の低下がみられると判定された場合、その場で介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と認定され、総合事業のサービスを利用できます。事業対象者の認定には有効期間はないため、更新の必要はありません。

②　在宅生活継続のためのサービス種類

自宅での生活を継続するための介護保険サービスには、次のものがあります。（サービス量の見込みは、●・●ページに記載）

なお、自宅での生活が難しくなった場合の施設等のサービスについては、●ページに記載しています。

区分	サービス	サービスの内容	備考
居宅介護サービス／介護予防サービス	訪問介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられる。	☆
	訪問入浴介護	介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられる。	◎
	訪問看護	原則、通院困難な利用者が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられる。	◎
	訪問リハビリテーション	原則、通院困難な利用者が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けられる。	◎
	居宅療養管理指導	原則、通院困難な利用者が、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けられる。	◎
	通所介護 （デイサービス）	通所介護事業所で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	☆
	通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健福祉施設等で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられる。	◎
	短期入所生活介護 （ショートステイ）	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる。	◎
	短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	医療機関や介護老人保健施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる。	◎
	福祉用具貸与	自立した生活を目指すため、福祉用具の貸与を受けられる。 （詳細は●・●ページに記載）	◎
	特定福祉用具販売	歩行補助つえ、腰掛便座及び入浴補助用具等の福祉用具の購入費の一部支給を受けられる。 （詳細は●・●ページに記載）	◎
	住宅改修	改修前に市に申請した上で、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給される。 （詳細は●ページに記載）	◎
	居宅介護支援/ 介護予防支援	ケアマネジャー等が、利用者の心身の状況、生活環境に応じたケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成し、適切なサービスが提供されるよう連絡・調整する。	◎

◎　要介護1～5及び要支援1・2の人が対象となるサービス
☆　要介護1～5、要支援1・2及び事業対象者の人が対象となるサービス
なおサービス名は、訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）、通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）となります

区分	サービス	サービスの内容	備考
地域密着型介護サービス／地域密着型介護予防サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な居宅訪問や随時通報による対応をしてもらい、食事・排せつなどの身体介護や日常の生活援助、療養上の世話などを受けられる。	●
	地域密着型通所介護	小規模な通所介護事業所で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	●
	認知症対応型通所介護	認知症の利用者が食事や入浴等の日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	◎
	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて通所を中心に訪問や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを受けられる。	◎
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	利用者の選択に応じて訪問や通所・短期間の宿泊に加え、訪問看護を加えたサービスを組み合わせて受けられる。	●
市町村特別給付	施設入浴サービス	部屋が狭いなどの理由で自宅での訪問入浴が適さず、かつ、通所介護（デイサービス）等の利用が困難で入浴の機会を確保することができない人が、施設などの特殊浴槽を利用して入浴の機会を得られる。	●
	搬送サービス	谷戸など、高台に自宅がある等の地理的要因により、移動車両が居宅の近くまで入れずに、通院などが困難な人が、自宅から移動車両まで移動するための搬送サービスが受けられる。	◎

◎　要介護1～5及び要支援1・2の人が対象となるサービス
●　要介護1～5の人が対象となるサービス

【搬送サービス（市町村特別給付）利用のイメージ図】

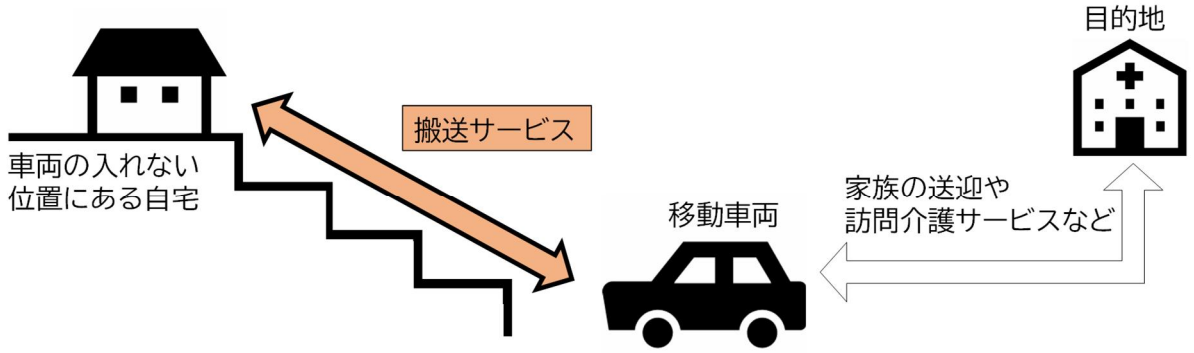

6　医療・介護の連携の推進

（1）多職種連携の推進

①　在宅療養連携会議の開催

医療関係者と介護関係者の顔の見えるネットワークを構築し、課題解決に向けた取組を検討・具体化していくため、市と医師会のほか、医療と介護の関係団体が多数参加する「在宅療養連携会議」を開催します。

市内の多職種の合意形成をしつつ、在宅療養に関しての基本的な方向性を打ち出すとともに、関係者間で連携・協働して、専門職や、市民を対象にさまざまな事業を企画し、実施します。そして、事業実施した結果を評価し次につなげ、顔の見えるネットワークを構築しつつ課題解決を進めます。

在宅療養連携方針の基本的方向性を検討する全体会議のほか、個別のテーマを扱う専門部会を設置し、地域課題の解決に向けた検討、市内多職種のスキルアップ・連携強化につながる研修の企画、在宅療養、在宅看取りに関する市民啓発等の取組を充実させていきます。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
全体会議の開催	３回	３回	３回

また、本市は、他都市に先駆け平成23年（2011年）から医療・介護の連携を推進し、顔の見える関係づくりに取り組んできました。

自宅や施設など、地域で看取られる人（地域看取率）の割合は、平成26年（2014年）は21.0%でしたが、令和6年（2024年）には 33.8%になりました。このうち自宅で看取られる人の割合も、平成26年（2014年）の10.5%から、令和6年（2024年）には13.6%に上がっています。自宅での療養を支える体制が整ってきたことに加え、自宅での生活が難しくなった場合に、最期を迎える時まで過ごす場所として、施設を選べるようになってきたことが一因と考えています。

令和7年（2025 年）の高齢者の生活状況調査では、病気などで回復の見込みがないと診断された場合、最期を迎える時までの間は、最後まで自宅で過ごしたい人が17.7%、できるだけ自宅で過ごし、必要になれば病院を利用したいと考えている人が52.0%います。つまり、約7割の人が住み慣れた自宅で長く過ごしたいと考えている一方で、高齢者の一人暮らしが増えていることや、家族への介護負担などの心配から、希望を実現できると考えている人は35%にとどまります。

本市では、入院と退院時に医療と介護の関係者が必要な情報をやりとりできる仕組みを整え、急な様態の変化や退院時の対応などを支援し、望む人が最期まで自宅で過ごせるよう支えるとともに、自宅での生活が厳しくなった人も、住み慣れた地域で暮らしていけるよう体制を整備していきます。

【横須賀市 死亡場所別構成と地域看取り率】

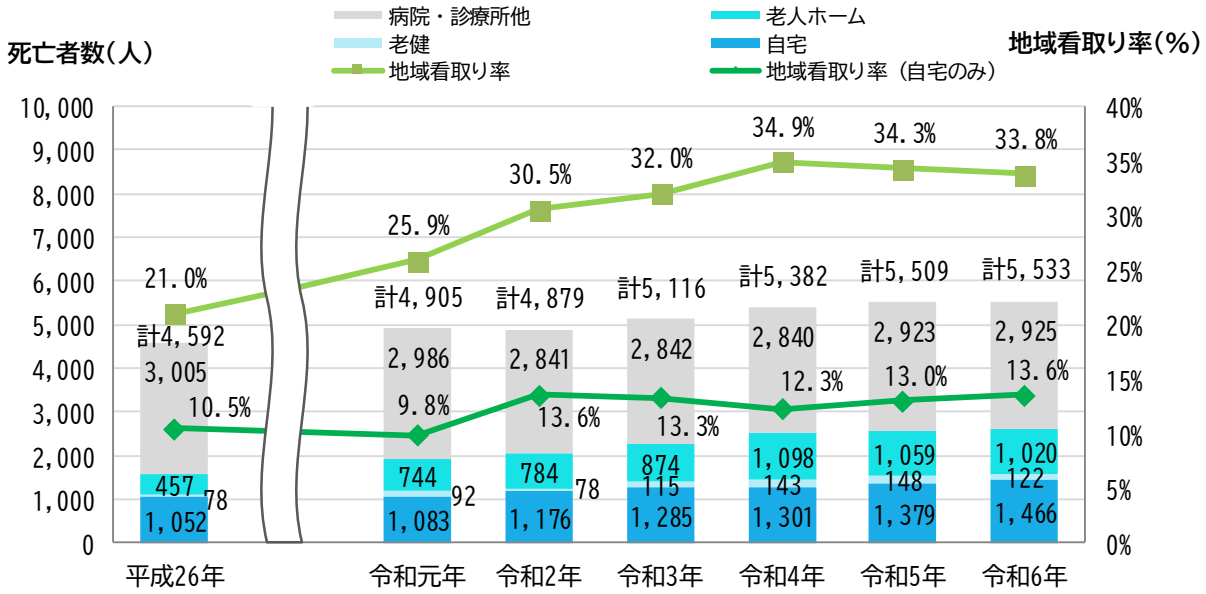

※老人ホーム：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
※地域看取り率：（自宅＋老人ホーム＋老健の死亡者数－神奈川県警察における取扱死亡者数）÷ 全死亡者数（横須賀市独自指標）
※地域看取り率(自宅のみ)：（自宅－神奈川県警察における取扱死亡者数）÷ 全死亡者数（横須賀市独自指標）

② 入退院時の多職種連携の推進

退院前に病院と在宅の医療・介護スタッフが集まって準備会議を実施し「退院調整ルール」、「退院前カンファレンスシート」を活用してスムーズな移行を支援します。また、医療職・介護職がお互いに知っておくべきマナーや連携のポイントをまとめた「よこすかエチケット集」を活用し、日常的な多職種連携を促進します。

③ 在宅療養の連携拠点体制

市全体の在宅療養連携体制まとめ役として横須賀市医師会(かもめ広場)をセンター連携拠点に位置付け、市内を北・西南・中央・東の4ブロックに分けたブロック連携拠点(各病院)と連携しながら、在宅医療の体制を整備します。センター連携拠点は市民啓発、開業医向けセミナー及び病院との協力体制づくりを担います。ブロック連携拠点は地域内の医師・介護職の顔の見える関係づくりと相談窓口を担います。

在宅療養ブロック連携拠点			
北ブロック	西南ブロック	中央ブロック	東ブロック
聖ヨゼフ病院	横須賀市立市民病院	衣笠病院	よこすか浦賀病院

【在宅療養連携体制（センター連携拠点・ブロック連携拠点）イメージ図】

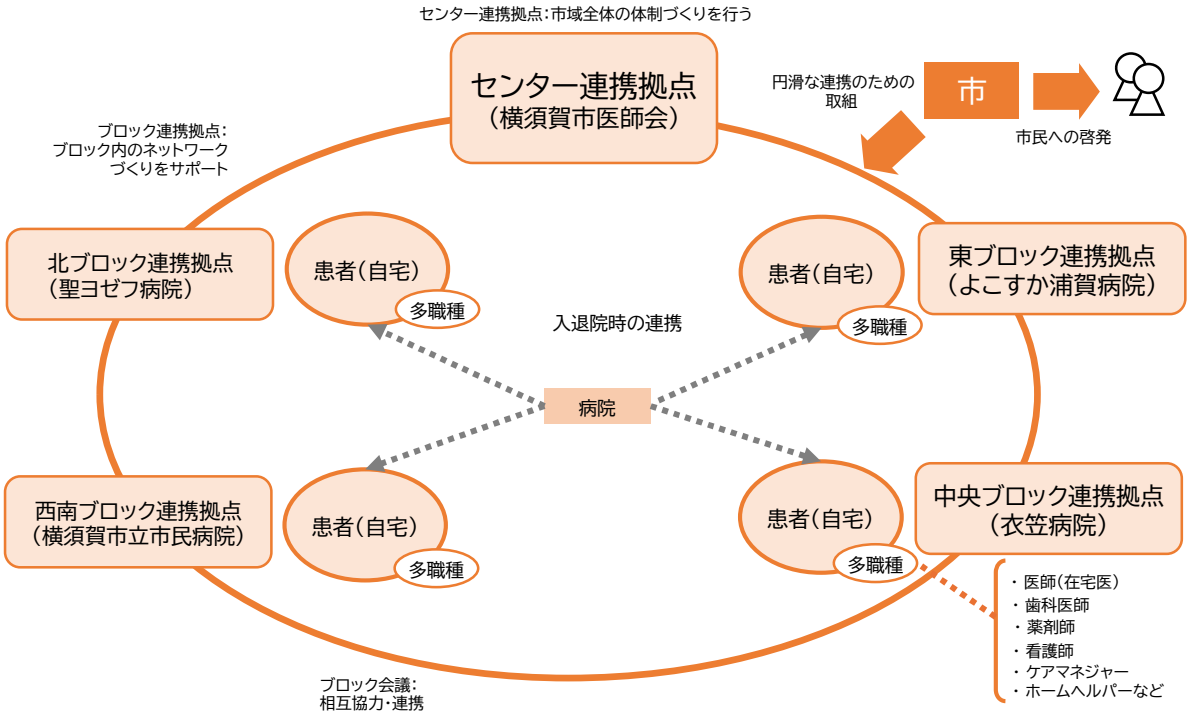

（2）在宅療養・在宅看取りに関する市民啓発の推進

①　市民啓発イベントの開催

在宅療養や在宅看取りという選択肢について広く市民に知ってもらうことや、自分自身の人生の最終段階における介護や医療、延命措置について考える機会としてもらうため、専門家による講演等の市民啓発イベントを開催します。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
市民啓発イベントの開催	１回	１回	１回

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
市民啓発イベントの参加者数	150 人	150 人	150 人

②　冊子などによる啓発

在宅療養に関する啓発冊子「在宅療養ガイドブック」の作成と配布、その他の媒体を活用し、市民へ在宅療養について周知します。

また、病名の告知や延命治療の希望の有無など人生の最終段階における医療について、市民が具体的に考えたり、家族と話し合ったりするきっかけとするための啓発ツールとして、「横須賀版リビング・ウィル」を周知します。

【在宅療養ガイドブック vol.1(左)/vol.2(中央)】

【横須賀版リビング・ウィル(右)】

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
在宅療養ガイドブック vol.1、vol.2 発行数	－	5,000 部	－
横須賀版リビング・ウィル発行数	2,000 部	－	2,000 部

※それぞれ隔年発行とする

③　在宅医療に対応する関係機関の紹介

■ 医師会

在宅医療に対応する医療機関を市民が簡単に把握できるよう、市公式ホームページに、横須賀市医師会が作成した市内の医療機関を検索することができるページのリンクを掲載するなど、同医師会と協力し、情報提供します。

■ 歯科医師会

在宅歯科診療については、横須賀市歯科医師会が、訪問歯科診療を行っている歯科診療所を紹介する事業を行っており、市公式ホームページでこの事業を紹介するなど、同歯科医師会と協力し、情報提供します。

■ 薬剤医師会

在宅医療における薬剤管理や服薬指導については、横須賀市薬剤師会が、在宅対応が可能な薬局を紹介する取組みを行っており、市公式ホームページでこの取組みを紹介するなど、同薬剤師会と協力し、情報提供します。

市公式ホームページ　在宅医療に対応する医療機関はこちら

【横須賀市医師会　在宅医療推進連携拠点（かもめ広場）ホームページ】

一般社団法人 横須賀市医師会公式ホームページ

一般社団法人
横須賀市医師会

ホーム | 医師会概要 | 医療機関案内 | 感染症情報 | 関連機関 | 在宅医療 | 認知症相談

かもめ広場
在宅医療推進連携拠点
TEL(直通): 046-824-6430
E-mail：
kamomehiroba@iaa.itkeeper.ne.jp

地域のみなさま

在宅医療を行っている
医療機関のご案内
検索する

医療・介護従事者のかた

在宅医療・介護情報共有システム
かもめネット
KANAMIC NETWORK

多職種連携　連絡先

訪問歯科診療

在宅医療を行っている
医療機関をお探しの方へ
横須賀市医師会 かもめ広場

項目で探す | 地図で探す | 医療機関名で探す

検索したい項目にチェックを入れて 検索する を押してください。
複数検索も可能です。

診療に来て欲しい住所で探す
横須賀市内 選択して下さい　横須賀市外（隣接する一部） 選択して下さい

在宅での診療科目で探す
☐内科 ☐外科 ☐整形外科 ☐精神神経科 ☐皮膚科 ☐泌尿器科 ☐眼科 ☐耳鼻科 ☐婦人科 ☐小児科 ☐麻酔科 ☐その他

在宅での基本項目で探す
☐小児の在宅医療 ☐認知症の在宅医療 ☐がん末期緩和ケア ☐在宅での看取り ☐24時間連絡体制 ☐在宅療養支援診療所 ☐機能強化型在宅療養支援診療所 ☐副主治医 ☐協力医 (専門分野含む)

さらに在宅で可能な診療内容で絞り込み検索をしたい方

在宅での検査内容で探す
☐X線検査 ☐心電図検査 ☐内視鏡検査 ☐超音波検査

【横須賀市歯科医師会（横須賀口腔衛生センター）ホームページ】

一般社団法人
横須賀市歯科医師会
（横須賀口腔衛生センター）

入会をお考えの方へ >

TOP | 休日急患歯科診療所 | 訪問歯科診療 | 障害者歯科診療所 | 各種検診 | 歯医者さん検索 | 横須賀市歯科医師会概要

横須賀市歯科医師会（横須賀口腔衛生センター）
〒238-0046
横須賀市西逸見町 1-38-11
ウェルシティ市民プラザ２Ｆ
電話：046-823-0062
FAX：046-823-0084

TOP > 訪問歯科診療

訪問歯科診療

■訪問歯科診療のご相談・ご依頼を承ります

こんにちは　在宅歯科医療連携室です

県からの委託により、横須賀市歯科医師会は在宅歯科医療連携室を設置しております。
歯科医院への通院が困難になった市民の皆様に、連携室が「仲介役」となり、
訪問歯科診療を行っている、地域に根差した歯科医院をご紹介しております。
どうぞお気軽に連携室へご相談ください。

■訪問歯科診療の対象となる方

・在宅や施設・病院(一部除く)で療養されている方
・在宅での療養を希望されている方で、疾病、傷病のために通院が困難な方
※通院可能な方には行うことが出来ません

■診療内容

・むし歯の治療・予防
・歯周病の治療・予防
・義歯(入れ歯)の作製・修理・調整
・抜歯
・口腔ケア

【横須賀市薬剤師会ホームページ】

（3）在宅療養・在宅看取りに関わる人材育成の推進

① 在宅医療の人材育成研修

在宅医療に関心のある医療・介護従事者がベテラン在宅医の訪問診療に同行する在宅医同行研修と、在宅医が病院に出向いて病院勤務の医師・看護師を対象に行う出前セミナーを実施し、在宅医療への理解と病院・診療所間の連携を促進します。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
在宅医同行研修の実施	８回	８回	８回
在宅医療出前セミナーの開催	１回	１回	１回

②　介護職・多職種向けセミナー

新任ケアマネジャーなどの介護職が医療の基礎知識を習得し、医師・看護師・薬剤師とスムーズに連携できるよう介護職向け在宅医療セミナーを開催します。併せて、医療・介護従事者が在宅療養に関する幅広い知識を共に学ぶ多職種連携セミナーも実施します。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
在宅医療セミナーの開催	１回	１回	１回
多職種連携セミナーの開催	２回	２回	２回

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
在宅医療セミナーの参加者数	30 人	30 人	30 人
多職種連携セミナーの参加者数	80 人	80 人	80 人

7 尊厳の保持・権利擁護の推進

(1) 成年後見制度の利用促進

① よこすか成年後見センターの設置

認知症等の理由により、ご自身で意思決定することに不安または困難にある人は、預貯金等の財産管理、介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続をすることが難しい場合があります。本市における権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核機関として、ほっとかん(市地域福祉課)に「よこすか成年後見センター」を設置しています。ほっとかんでお受けする相談の中で、ご本人の状態や相談内容に応じて日常生活自立支援事業※又は成年後見制度を案内します。

さらに、資力がなく弁護士等の専門職に相談することが難しい人や、消費者被害に遭い債務整理が必要である人など、法的課題を伴う困難事例については、地域包括支援センターや病院等からの要請で、地域ケア個別会議や病院での関係者会議等に専門職を派遣し、権利擁護支援を行います。

※認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力に不安のある人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭の管理や福祉サービスの利用援助等を行う事業。横須賀市社会福祉協議会が、神奈川県社会福祉協議会から受託して実施。

取組見込み

項　　目	令和９年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
専門職の派遣回数	５回	５回	５回

(相談件数についての取組結果見込は、●ページに記載)

② 市長による成年後見等の審判請求(市長申立て)の実施

成年後見制度を利用するには、本人、配偶者、4親等以内の親族などが家庭裁判所に申立てを行う必要があります。しかし、身寄りがない、親族の協力が得られないなどの理由で、申立てを行うことが困難な場合は、本人の権利を守るため、市長による成年後見等の審判請求(市長申立て)を実施します。

本市における令和7年(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の成年後見関係事件の認容件数130件のうち、36.9%にあたる48件が市長申立てとなっています。

申立てにあたっては、本人のニーズや状況、課題を踏まえて、本人に身近な存在によるきめ細かい支援が必要と考えられる場合は、市民後見人を選任するよう調整します。一方、債務整理等、専門性が求められる事案については、専門職後見人を専任するよう調整します。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
市長申立て件数	40 件	40 件	40 件

③　成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見人等に対する報酬等の負担することが困難な人に対して、報酬等の費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援します。これにより、成年後見制度の一層の利用拡大と被後見人等の保護を図ります。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
報酬助成件数（65 歳未満の人を含む）	60 件	60 件	60 件

④　成年後見制度情報交換会（協議会）の開催

成年後見制度に関する専門的な相談・調整や、情報交換を行うため、家庭裁判所、専門職団体、横須賀市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関と、成年後見制度情報交換会（協議会※）を年4回程度開催します。

※平成29年（2017年）3月に閣議決定された『成年後見制度利用促進計画』に位置付けられている協議会としての機能を有します。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
成年後見制度情報交換会の開催	４回	４回	４回

（2）成年後見制度の多様な担い手の確保・育成の推進

①　よこすか市民後見人の養成と活動支援

認知症高齢者数の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増しています。また、本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できるようにするためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在する必要があります。

市民後見人とは、専門職の資格をもたない親族以外の市民による成年後見人等のことです。指定する養成研修（基礎編）を受講後、実務研修へ進むための選考（小論文、面接等）を経て、さらに実務研修を修了した人を「よこすか市民後見人」として登録しています。

本市では、よこすか市民後見人等養成事業を横須賀市社会福祉協議会に業務委託し、成年後見制度周知のための市民向けの講座から、市民後見人養成研修、養成した市民後見人の登録・活動支援まで一体的に実施しています。また、横須賀市社会福祉協議会が、家庭裁判所から後見等監督人として職権選任された場合は、適切に監督事務を行います

これらの取組を通じて、同じ地域に暮らす住民として本人と同じ目線で考え、相談しあえる身近な存在による寄り添い型の支援を推進します。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
市民向け成年後見制度講座の開催	１回	１回	１回
市民後見人養成研修開催	１回	１回	１回

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
市民向け成年後見制度講座の受講者数	50 人	75 人	75 人
市民後見人新規登録者数	８人	８人	８人
市民後見人選任件数	延 110 人	延 120 人	延 130 人

② 法人後見の支援

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人などの法人が成年後見人等になり、個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、意思決定に不安のある人や意思決定が難しい人の権利保護のための支援を行うことをいいます。法人後見では、法人の職員が後見等事務を担います。

本市では、成年後見制度における後見人の人材不足を補うため、市民後見人の養成に加えて法人後見事業を立ち上げた社会福祉法人及びNPO法人に対し、法人後見事業の立上げ費用を助成する補助金制度を令和7年度（2025年度）に新設しました。

多様な担い手を確保していくことで、今後ますます増加すると見込まれる後見ニーズに対応できるよう体制づくりを進めてまいります。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
法人後見事業費補助金交付団体	１団体	１団体	１団体

（3）終活支援の推進

①　「わたしの終活（しゅうかつ）登録」の周知

国立社会保障・人口問題研究所が令和6年（2024年）に発表した「日本の世帯数の将来推計」によると、令和32年（2050年）にはひとり暮らし高齢者世帯は全高齢者世帯の45.1%を占めるようになると推計されています。また、最近では生活上の困難さを持つ子と高齢の親の二人暮らしという8050問題を抱える世帯も増えています。

突然の病気により、自分の意思が伝えられなくなったり、自らの死後、残された家族・親族が困ったりしたときのため、元気なうちから緊急連絡先や遺言書の保管場所などを登録できる、終活情報登録伝達事業「わたしの終活登録」を全国に先駆けて、平成30年（2018年）5月から実施しています。

市が登録者に代わって、病院・消防・警察・登録者が指定した人などからの問い合わせに、必要な登録情報を回答します。

【「わたしの終活登録」活用のイメージ図】

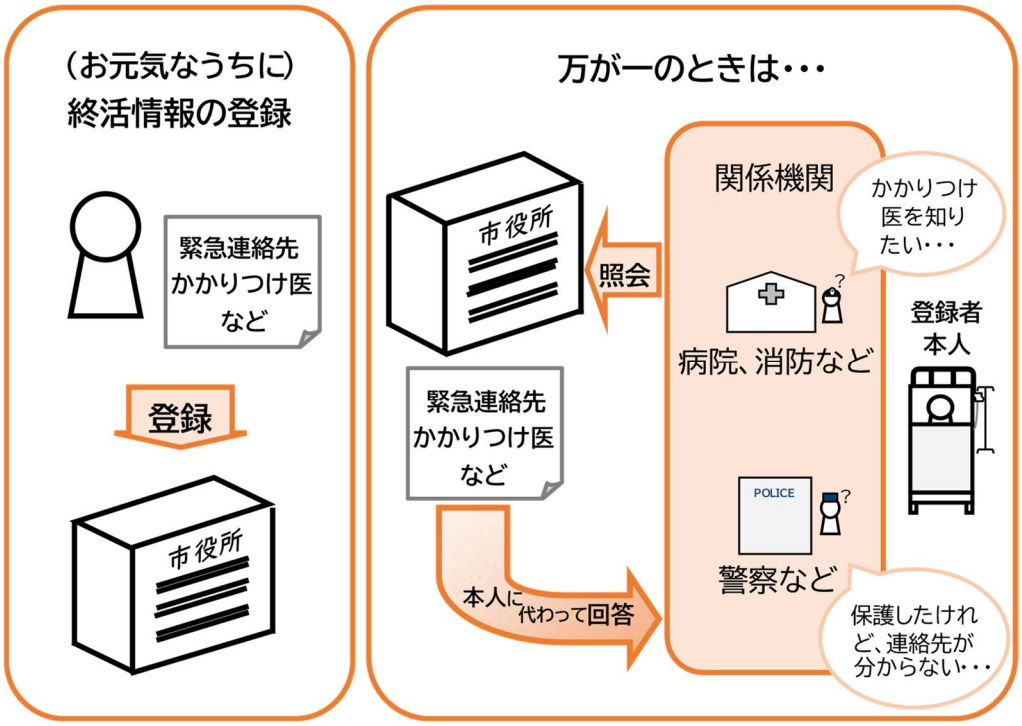

登録できる情報は以下のとおりです。市民であれば誰でも登録できます。登録にかかる費用は無料です。

【登録できる情報一覧】

○氏名・生年月日・本籍・住所	○緊急連絡先（家族・友人など）
○臓器提供の意思	○遺言書の保管場所と回答対象者
○葬儀、納骨、遺品整理、生命保険の契約先、高齢者等終身サポート（身元保証）事業者名	○お墓の場所
	○自由登録事項
○リビング・ウィルやエンディングノートの保管場所・預け先	

令和2年度（2020年度）から電話での登録を開始し、令和5年（2023年）1月からは電子申請も開始しました。市役所へ足を運ばずに登録を可能にすることで、より多くの市民が簡単に利用できる取組となるよう努めます。

さらに、この事業について、まちづくり出前トークなどを活用し、広く市民に周知していきます。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
出前トークなどの啓発活動	50 回	50 回	50 回

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
「わたしの終活登録」の新規登録者数	200 人	200 人	200 人

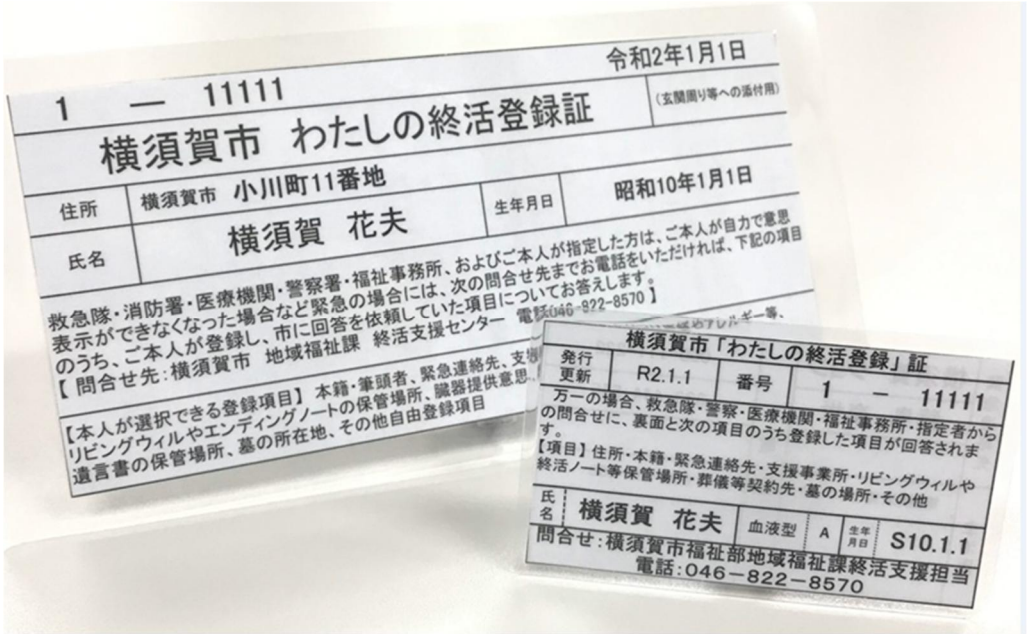

②　エンディングプラン・サポート事業の実施

近年、ひとり暮らし高齢者の増加とともに頼れる親族が身近にいないなどの理由から、身元が分かっていながら引き取り手がないご遺骨が増えています。

ひとり暮らしで頼れる親族がいない高齢者が抱える葬儀、納骨、リビング・ウィルの伝達という課題の解決を図るため、全国初の取組である「エンディングプラン・サポート事業」を平成27年（2015年）7月から実施しています。

リビング・ウィルとは、人生の最後や、人生の最終段階における医療（終末期医療）について元気なうちに意思表明をすることです。

令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間で引き取り手のないご遺骨は160柱を超えています。過去には、ひとり暮らしで身寄りもいない女性が亡くなり、先立った夫の墓の場所が分からず、女性のご遺骨だけ無縁納骨堂に納めざるを得ないといった事例も実際に起こっています。

自身の葬儀・納骨などに関する心配事を事前に解決し、生き生きとした人生を送ることができるよう、本事業について周知を進めていきます。

【エンディングサポート事業の対象者と内容】

対象者	原則として、ひとり暮らしで頼れる身寄りがなく、月収18万円以下かつ預貯金等が250万円以下程度で、固定資産評価額500万円以下程度の不動産しか有しない高齢者等
支援の内容	○　葬儀・納骨について、低額で生前契約を受ける協力葬儀社と契約を結んでいただき、これに立ち会います。 ○　生前は安否確認の訪問を継続して行い、本人の死後は契約どおりの葬儀・納骨が行われるかを見届けます。 ○　本人の希望により協力葬儀社と共にリビング・ウィルを保管し、必要時には医療機関からの照会に回答します。 ○　登録者は登録カードを携帯し、自宅にも登録証を掲示することで、自ら意思表示ができない場合でも、本事業登録者であることが分かるようにします。

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
「エンディングプラン・サポート事業」新規登録者数	20 人	20 人	20 人

（4）高齢者虐待の早期発見

①　相談窓口の周知

高齢者虐待は、65歳以上の高齢者が養護者（高齢者の介護、世話をしている家族、親族、同居人など）や介護施設従事者等から虐待を受けた場合をいいます。

虐待の行為には「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」があります。

【虐待の種別】

虐待の種別	具体例
身体的虐待	殴る・蹴る・つねる・ベッドに縛りつける・意図的に過剰に薬を飲ませるなど
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	入浴させない・オムツを交換しない・食事や水分を十分に与えない・室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させるなど
心理的虐待	排せつの失敗に対して高齢者に恥をかかせる・怒鳴る・無視するなど
性的虐待	本人との合意が形成されていない性的な行為またはその強要・懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
経済的虐待	日常的に必要な金銭を渡さない・使わせない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

虐待を受けている人のうち、約6割は要介護・要支援認定を受けています。また、このうち8割近くが認知症の症状がある人です。介護疲れなどにより、養護者のストレスが増大し、虐待の要因となることもあります。家族のみによる介護は密室化しやすく、養護者が気づかないうちに高齢者虐待をしてしまう場合があります。

虐待の潜在化を防ぐため、気軽に相談できる窓口の周知や支援体制を強化していきます。高齢者虐待防止に関する相談専用窓口として、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」に高齢者虐待防止センターを設置し、電話による相談や、面接・訪問などの各種相談業務を実施します。また、地域包括支援センターも地域の身近な相談窓口として機能しており、併せて各種相談業務を実施します。

（相談件数についての取組結果見込みは、●ページに記載）

② 初期対応と虐待対応検討会議の開催

虐待通報があった場合は、通報を受けた窓口で速やかに緊急性の判断と支援方針を決定し、虐待として判断したケースは、市と地域包括支援センターが連携して対応します。

対応にあたっては、市が虐待対応検討会議を開催し、各地域包括支援センターが参加します。

虐待対応検討会議は、地域包括支援センターごとに年6回開催します。

市と地域包括支援センターが情報交換をしながら虐待の有無の判断、対応方針の決定、支援の進捗管理を行います。

【養護者による虐待の新規相談件数及び虐待ありと判断した件数の推移】

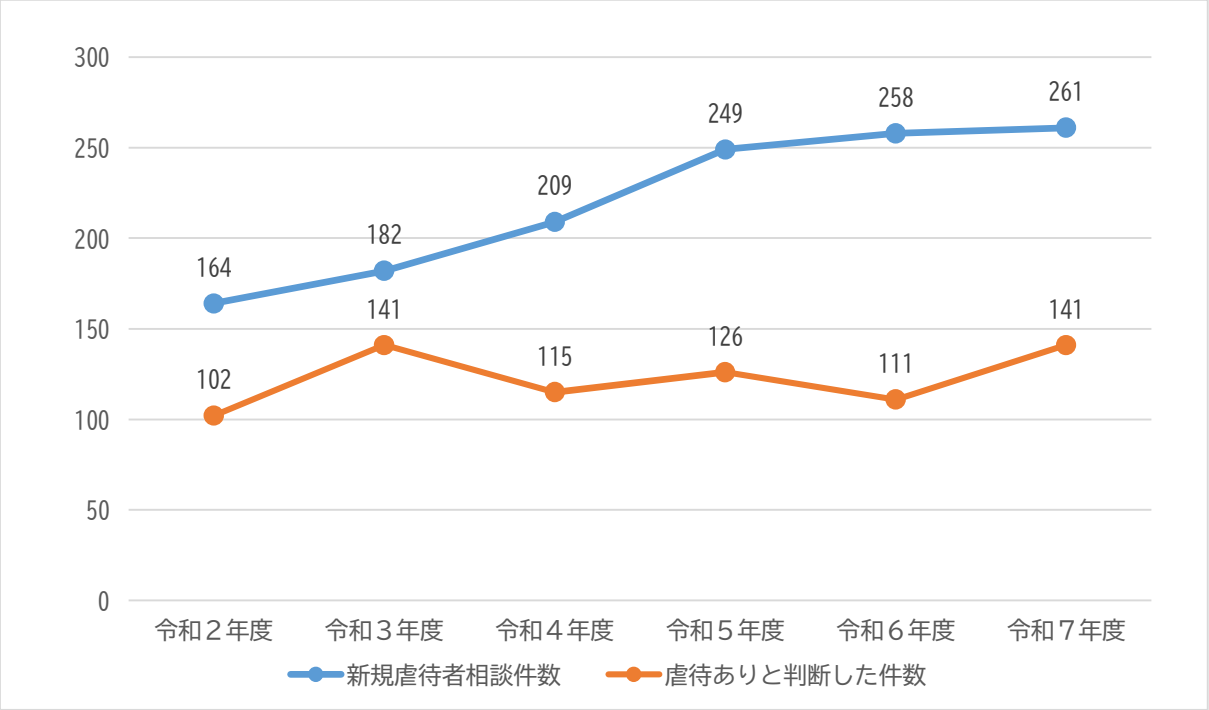

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
虐待対応検討会議の開催	72 回	72 回	72 回

③　ネットワークミーティングの開催（個別部会・全体部会）

高齢者虐待は、虐待を受けている人に認知症の症状がある、養護者が疾患を抱えている、経済的に困窮している等の複雑な問題が絡み合って発生するといわれています。また、新規虐待相談の8割以上が警察、ケアマネジャーや介護施設従事者等の関係機関からとなっており、迅速かつ適切な対応を行うためには関係機関との連携が必要不可欠です。

複数の関係機関で支援する必要がある場合は、あらかじめ情報を共有し、方向性を統一させて関わることが効果的です。対応方法、役割分担、今後の支援の方向性を検討するため、個別部会を随時開催します。

また、関係機関との連携や、支援体制の強化のため、ネットワークミーティング全体部会を年1回開催し、活動の報告や意見交換を行います。

引き続き、高齢者虐待防止のため、ネットワークづくりを強化していきます。

【令和7年度養護者による虐待の新規相談者の内訳(重複あり)】

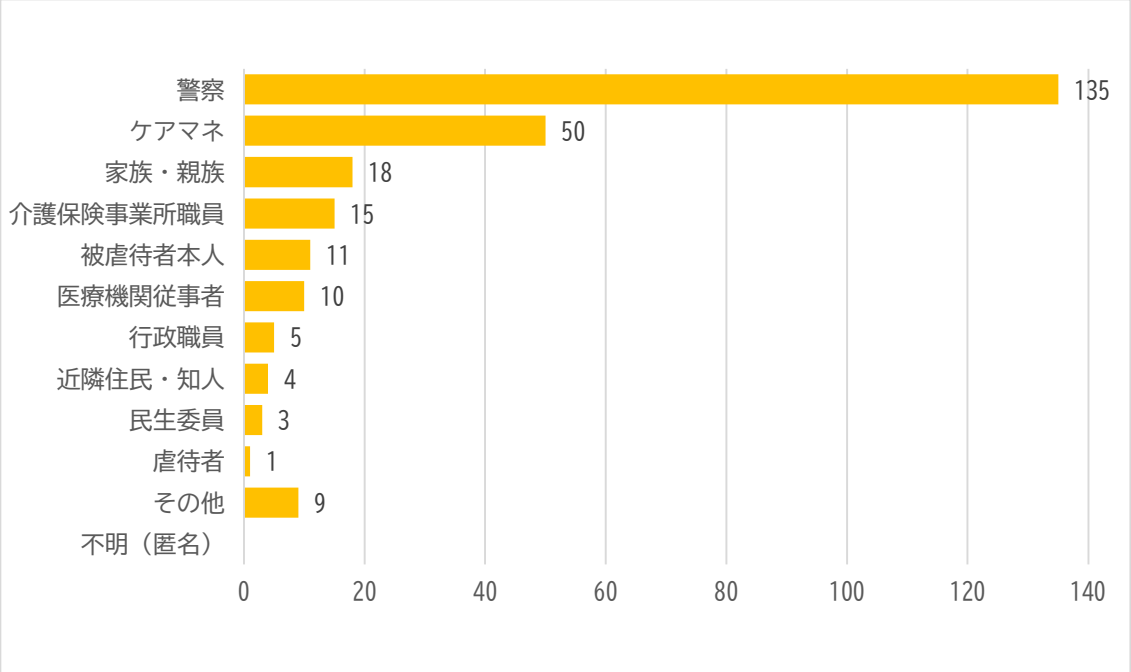

【虐待防止に向けたネットワーク図】

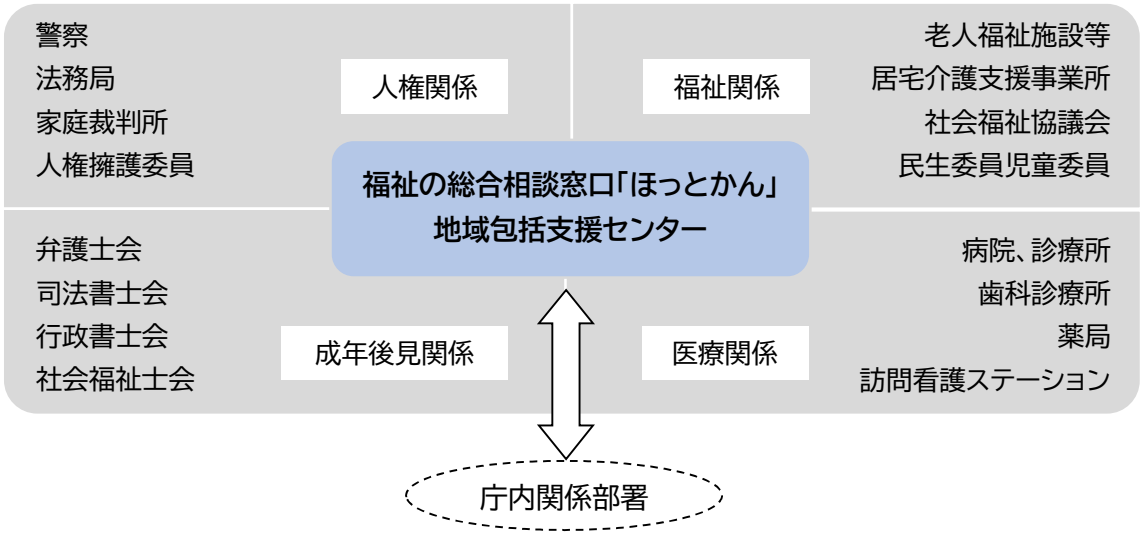

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
全体部会の開催	１回	１回	１回
個別部会の開催	10 回	10 回	10 回

（5）高齢者虐待の未然防止

①　高齢者虐待未然防止のための市民向け啓発

地域福祉課

高齢者虐待を未然に防止し正しい理解を進めるとともに、虐待を発生させない地域づくりを目指すために年1回市民向け講演会を開催します。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
高齢者虐待防止講演会の開催	１回	１回	１回

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
高齢者虐待防止講演会の参加者数	150 人	150 人	150 人

②　関係機関を対象とした研修等の実施

地域福祉課

介護従事者等による虐待は、認知症に関してなどの知識・教育、介護技術の問題、職員の負担・ストレス・連携不足など様々な要因により発生してしまうといわれています。高齢者虐待防止法の解釈、虐待の早期発見のサイン、虐待が起きている家庭との関わり方、介護施設等における身体拘束の禁止や相談窓口一覧など、サービスを提供する上で留意すべきことを記載した『高齢者虐待対応マニュアル』を居宅介護支援事業所、介護施設等に配布し、早期発見・通報支援に努めます。併せて、高齢者虐待の対応に関わる関係機関（地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、行政関係部署の職員等）を対象とした研修会を開催します。

研修では、高齢者虐待に関する知識のほか、アンガーマネジメントや職員間のコミュニケーション方法、虐待防止の取組の好事例の共有などをテーマに取り上げていきます。

取組見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
虐待防止研修会の開催	３回	３回	３回

取組結果見込み

項　　目	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
虐待防止研修会の参加者数	400 人	400 人	400 人

③ 高齢者・養護者への支援

地域福祉課

高齢者虐待に関する相談内容から、養護者は強いストレスを抱えていることが分かっています。また、養護者自身の疾病などにより介護が困難となることで、虐待が起こりやすくなります。

家庭内で起こる虐待では、息子からの虐待が最も多く、次いで夫となっています。男性は、家事・介護に不慣れな場合が多く、支援を拒むことにより孤立化し、介護負担が生じやすくなる傾向にあります。また、虐待者の6割は子ども世代であり、8050問題が顕在化しています。

養護者のストレスの軽減を図るため、心理相談員（臨床心理士）による「高齢者・介護者のためのこころの相談（詳細は●ページに記載）」や「認知症高齢者介護者の集い（詳細は●ページに記載）」を実施します。

8　災害等に対する支援

（1）介護サービス事業所における災害及び感染症に対する備えについて

①　災害に対する備え

近年、大規模な風水害の発生が増加していることなどを踏まえて、介護サービス事業所における災害への備えについて検討する必要が生じています。

災害発生時に高齢者の安全を守るためには、避難経路の確認、避難訓練の実施、防災計画等の具体的な災害対策計画の策定、食料、飲料水、生活必需品等の物資の確保といった平時からの備えが非常に重要です。今後、災害に備えるために、事業者に対しては避難訓練の実施や業務継続計画（BCP）の策定、必要物資の確保など平時における取組の実施を推進するとともに、それらの実施状況について確認を行います。

②　感染症に対する備え

新型コロナウイルス感染症などの感染症から高齢者の命を守り、各介護サービス事業所が安定した介護サービスの提供を継続するためには日頃からの備えが重要です。

介護サービスを担う事業所の職員が感染症に対する正しい知識を得た上で業務に当たることができるよう、事業者に対して、感染症対策マニュアルや国、県からの情報を随時提供するとともに業務継続計画（BCP）の策定や、研修・訓練（シミュレーション）の実施による BCP の検証・見直しの重要性について継続的に周知啓発を行います。

（2）地域の防災について

①　災害時要援護者に対する支援体制の整備

災害発生時に町内会・自治会、民生委員児童委員、消防団員等の地域の協力者を主体とした安否確認、避難誘導を行うため、横須賀市災害時要援護者支援プランに基づき、ひとり暮らし高齢者登録をしている人、要介護3・4・5の人などのうち「災害時要援護者」として登録に同意した人の名簿を町内会・自治会及び民生委員児童委員に提供します。

近年、全国で台風等の大雨による被害が深刻化していることに伴い、土砂災害による被害を未然に防ぐため、令和2年度（2020年度）から名簿に「土砂災害警戒区域の該当の有無」を追加しました。

地域の協力者は日頃から要援護者との交流を深め、身体の状況や避難支援の方法等について確認します。個人情報が近隣住民に知られることに抵抗を感じ、登録をためらうことがないよう、災害時要援護者名簿の趣旨と個人情報保護の取組を周知していきます。

【横須賀市災害時要援護者支援プラン（平成21年3月策定）について】

大規模災害が発生した直後において、行政による公助の支援には時間的な限界等があることから、災害から自らを守ることが困難な高齢者等の方々に、迅速かつ安全な避難等をしていただくために、地域の共助による支援体制の充実が不可欠となります。

本市では、平成21年（2009年）3月に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定し、各地域における支援体制の充実に努めています。

② 福祉避難所の開設

福祉避難所とは大規模地震等発生時に、震災時の避難所となる小中学校体育館等での集団による避難生活が困難となる高齢者、障害者等のうち、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所です。

本市では、支援の必要度に応じて一次福祉避難所から三次福祉避難所までの階層体制としています。一次福祉避難所は、震災時避難所となる小中学校の体育会館の一部（パーテーションで仕切り確保したスペース）や、教室、多目的室等を活用して開設します。また、一次福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者のために、公共の施設等を活用した二次福祉避難所及び、二次福祉避難所でも対応が難しい要配慮者を受け入れるため、 災害時の受入れ協定を締結した民間福祉施設等による三次福祉避難所を開設します。

なお、令和7年（2025年）12月に横須賀市役所及び市内の特別養護老人ホームにおいて、二次・三次福祉避難所開設・運営訓練を実施しました。この訓練では、保健師が福祉避難所への誘導が必要かの判断をするスクリーニングや、福祉避難所の開設準備、避難者の受入れ調整を主に実施しました。

また、令和7年度（2025年度）から三次福祉避難所の開設に関する協定を締結している民間福祉施設等に対し、非常食などの備蓄物品や防災器材の購入費の一部を助成する制度を開始しました。これにより、要配慮者が安全に避難生活を送れる受け入れ体制を強化します。

今後も関係機関との連携しながら福祉避難所の体制整備に取り組みます。

③ 自主防災組織の活動支援

大規模な災害は、同時多発的に被害が発生します。そのとき、行政は全力で、被害の拡大を防ぐ活動を行いますが、特に発生の初期の段階では、どうしても地域住民の連携による自主防災活動が災害による被害を軽減（減災）させるために不可欠となります。

地域の防災意識の向上や人材の育成、防災器材整備の補助等を実施し、自主防災組織の活動を支援します。

④ 防災情報の発信

防災情報や避難情報等は、早めの避難行動につながる重要な情報になります。防災行政無線や市 HP・SNS等により最新情報の配信をしていますが、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない人にも、重要な防災情報が届くよう、ご自宅の固定電話にも情報配信するサービスを整備しています。

お知らせを受けた場合は、身の安全の確保や避難の準備など、早めの行動にお役立てください。

コラム　安心して暮らせるまちづくり

高齢者を含む全ての市民が安心して暮らせるまちづくりのための、防犯・防火・救急や交通安全の取組を紹介します。

□ 防犯の取組

■ 地域防犯リーダーの養成と防犯活動物品の支給・貸与

町内会・自治会などを対象に「地域防犯リーダー」養成講座を開催し、自主防犯活動の中心的な役割を担えるよう支援しています。また、地域の防犯活動を計画的に行う団体に対し、ベストや帽子、誘導灯などを支給・貸与し、活動を支援しています。

■ 事業者との防犯協定の締結

事業者と市が協力し、防犯に関する協定（「よこすか安全・安心ステーション協定」、「よこすか安全・安心パトロール協定」）を締結しています。

ステーションは、高齢者や子どもが犯罪などの危険な状況に遭遇しそうになった場合などに安全な場所を提供し、警察等へ通報します。パトロールは、協力事業者が業務中に発見した不審者情報等を警察に通報します。

■「よこすか防犯あんしんメール」の配信

市内で発生した特殊詐欺、空き巣、ひったくり、車上狙い、不審者などの警察からの情報を「よこすか防犯あんしんメール」登録者に配信し、犯罪の種類や手口を知ることで、市民自身の防犯と地域での防犯活動の一助としています。また、市の公式LINEでも同じ情報を配信しています。

■ 迷惑電話防止機能付き電話機等購入費の補助

特殊詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺等）の多くが電話を利用したものであるため、迷惑電話防止機能（通話を録音する警告メッセージが流れた後、自動的に録音する機能）付き電話機の購入費を補助し、被害抑制を図ります。

■ 消費者被害防止の取組

高齢者をはじめとする市民の被害を防ぎ、財産を守るため、消費生活相談窓口を設置し、専門員による相談を受け付けています。

消費生活相談窓口　046-821-1314　横須賀市消費生活センター ※月～金曜日（年末年始・祝日を除く）9時～16時（市内在住の人のみ対象）

また、消費者被害を未然に防ぐ、または早期に適切に対応するには、相談窓口の存在と、被害の典型的な事例を一人でも多くの人に知ってもらうことが重要です。消費者啓発出前寄席や悪質商法被害防止講座の実施、ラジオ番組での注意喚起、「よこすかくらしのニュース」、「よこすか消費生活レポート」の発行などを通じて情報の発信に努めています。

□ 防火の取組

■ 住宅防火の普及・啓発

住宅火災による死者が多く、特に高齢者の割合が高いことから住宅防火の意識向上を図るため、前年の住宅火災件数・死傷者数を整理し、出火原因や命を守るポイントをまとめたリーフレット等を活用し広く市民へ周知しています。

■ 住宅用火災警報器の取付け支援の実施

住宅用火災警報器は、火災の煙や熱をいち早く感知し、警報で知らせることで逃げ遅れを防ぐ大切な備えです。住宅火災による死傷者の低減には、未設置住宅への取付けと、設置後10年を目安とした交換が必要です。ご自身で取付け・交換が難しい高齢の人を対象に、消防職員が訪問して取付ける支援を実施しています。

□ 救急に関する取組

■ 予防救急の普及・啓発

高齢者の救急搬送は、転倒によるものが増加しています。日頃からの心がけや環境づくりによってけがや事故を予防する「予防救急」の普及・啓発に取り組むため、普段の生活をチェックシートで確認できる予防救急リーフレットを配布しています。

■ 救急車の適正利用の推進

救急車の適切な利用を推進するため、救急車を呼ぶべきか迷う場合は、専門家から適切なアドバイスが受けられる「かながわ救急相談センター」（＃7119）へお電話していただくよう広報しています。

また、救急車の利用判断の一助とするための「救急受診ガイド」を市のホームページに掲載しています。

併せて、救急車以外でストレッチャー等を用いて医療機関へ患者を搬送する手段である患者等搬送事業者について、市民が安心して利用できるよう、一定の基準に適合した事業者を「横須賀市消防局患者等搬送認定事業者」として認定しています。

□ 交通安全の取組

■ 高齢者交通安全教室の開催

市内の交通事故件数は減少傾向にある一方、高齢者の交通事故が占める割合は高くなっています。そこで老人クラブを対象に、交通安全教育指導員による交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

■ 交通安全運動の実施

交通安全運動を市民全体で効果的に行うため、警察、交通安全協会等の交通安全関係機関・団体からなる「横須賀市交通安全対策協議会」を組織し、市民協働により、横須賀市交通安全市民総ぐるみ運動推進大会をはじめ、各季の交通安全運動を展開しています。

■ 交通安全活動物品の支給・貸与

地域における交通安全活動を計画的に行う団体に対し、横断指導旗、ベストや帽子、腕章などの物品を支給・貸与し、活動を支援しています。